

浦環審第16号

平成26年1月28日

浦安市長 松崎秀樹様

浦安市環境審議会会長 柳 憲一郎

浦安市第2次環境基本計画の策定について（答申）

平成24年8月2日付浦環保第796号にて諮問された浦安市第2次環境基本計画の策定について、環境問題を取り巻く状況の変化を踏まえ、別表のとおり慎重に審議してまいりました。

このたび、別添のとおり結論を取りまとめましたので、答申します。

新たな環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策を推進するにあたっては、市民・事業者・滞在者等と市が適切に判断できる情報を共有したうえで、それぞれの役割を担いながら、お互いに連携して取り組めるよう努め、「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」の実現を目指すことを望みます。

別表

浦安市第2次環境基本計画の審議経過

■平成24年度

8月2日	環境審議会（検討着手の報告、計画改定の視点等に対する意見聴取）	諮問
11月8日	環境審議会【策定部会】（市民意識調査結果報告、計画の主要事項に対する意見聴取【市の環境の現状と課題・改定の視点・計画の体系】）	
12月25日	環境審議会【策定部会】（事業者意識調査結果報告、計画の主要事項に対する意見聴取【計画の体系（素案）】）	
2月8日	環境審議会【策定部会】（中間報告案【第1章（改定の背景／望ましい環境像）第2章（基本方針）】）	

■平成25年度

7月22日	環境審議会【策定部会】（中間報告案【第3章（施策）】）	
7月30日	環境審議会（中間報告案の概要報告）	
7月30日	環境審議会【策定部会】（中間報告案【第4章（重点プロジェクト）、第5章（推進体制および進行管理）】）	
8月30日	環境審議会【策定部会】（中間報告案【第3章（環境指標）】）	
10月7日	環境審議会（計画素案）	
11月15日	環境審議会（計画素案）	
1月28日	環境審議会（パブリックコメントの実施結果／答申案）	答申

**浦安市第2次環境基本計画
答申**

平成26年1月

浦 安 市

浦安市第2次環境基本計画 答申 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の趣旨と改定の背景.....	1
第2節 望ましい環境像.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 計画の対象範囲.....	5
第5節 計画期間.....	5
第6節 市・事業者・市民・滞在者等の役割.....	6
第2章 計画のめざすところ	7
第1節 計画改定にあたっての考え方.....	7
第2節 基本方針.....	8
第3章 施策	11
基本方針1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する.....	13
基本方針2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる.....	27
基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する.....	33
基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する.....	40
基本方針5 協働して環境保全に取り組む.....	44
第4章 重点プロジェクト	50
プロジェクト1 省エネ・創エネのまちづくり.....	51
プロジェクト2 ビーナス計画でさらに進める4R.....	53
プロジェクト3 緑道整備等による緑豊かな水辺の創生.....	54
プロジェクト4 市民・事業者と市の協働による取り組みの展開.....	55
第5章 推進体制および進行管理	57
第1節 推進体制.....	57
第2節 進行管理.....	59
資料編	60
1 浦安市の概況	60
第1節 市の沿革と環境施策.....	60
第2節 自然的状況.....	63
第3節 社会的状況.....	66
第4節 各環境分野の概況.....	69

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨と改定の背景

「第2次環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「環境基本条例¹⁾」（平成15年10月）が示す基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策などを、市・事業者・市民・滞在者等²⁾が協働³⁾して、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

環境基本条例の基本理念

- 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生⁴⁾していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。
- 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

本市では、平成17年1月に「環境基本計画」（計画期間：平成16年度～25年度）（以下、「前計画」という。）を策定し、環境の保全に関するさまざまな取り組みを進めてきました。それにより、大気や水質に関する環境基準⁵⁾の達成状況の改善、ごみの減量・再資源化に対する市民の意識醸成と一人あたりの1日平均ごみ排出量の減少、三番瀬⁶⁾の保全活動や共同清掃、地域の緑化活動といった市民・事業者などによる活発な環境保全活動など、

¹ 環境基本条例：環境への負荷が少ない持続可能な社会を形成するため、本市が平成15年10月に制定した条例。環境の保全（良好な自然環境が回復する条件の創出および良好な生活環境の創出を含む。）について、基本理念を定め、市、事業者、市民および滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。平成16年4月1日施行。

² 滞在者等：市内に滞在し、または通過する者。

³ 協働：市民と行政が、お互いに共通の目的を達成するために、双方の特性を活かし、役割と責任を自覚して対等な立場で協力しあい、相互に補完し合うことをいう。行政と協働する市民とは、NPOやボランティア活動団体などの市民活動団体、自治会などの地域活動団体、営利を目的としない公益的な活動を行う企業や大学など、市民の生活の向上・改善に結びつくための活動を行う「まちづくり活動団体」のことをいう。（「浦安市協働のガイドライン」より）

⁴ 共生：異なる種類の生物が、互いに行動や生理（生物に本来備わっている、生きていくための仕組み）活動において互いに密接な関係を保ちながら生活している現象をいう。現在では、こうした生物学的な意味だけでなく、「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われることも多い。ここでは、自然の保護または整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義されている。

⁵ 環境基準：「環境基本法」に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準。

⁶ 三番瀬：三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸およびふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と習志野市茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲。多くの底生生物や魚類が生息し、その捕食者である鳥類も大量の個体が生息することができる豊かな生態系が成り立っている。この食物連鎖が、自然の浄化作用としての役割を担う。

本市における環境の保全などに関する取り組みは進展を見せています。

その一方で、ごみのポイ捨てや路上喫煙、生活型公害⁷⁾などの身近な生活環境問題、市民が親しめる水辺や緑の充実、ごみのさらなる減量と再資源化、地球温暖化問題など、対応しなければならない課題もあります。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの意識の奥底に大きな変化をもたらしました。本市においては、地震による液状化現象に伴う噴出土砂や地盤沈下⁸⁾により、道路や下水道などの都市基盤施設や公共施設、民間の宅地などにおいて、かつて経験したことのない被害が発生しました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故および沿岸部の火力発電所の被災の影響による電力不足、これに対応するために取り組んだ節電対策は、省エネルギー、再生可能エネルギー等⁹⁾の重要性を考える大きなきっかけとなりました。

「復興計画¹⁰⁾」(平成24年3月)では、復旧事業や災害対策の強化に向けた取り組みにあわせて、浦安が抱えるまちづくりの構造的課題に対応できる新たな都市、地域の魅力や価値を創生するとともに、低炭素社会や超高齢社会への対応など社会的要請に的確に対応し、自律的に発展できる持続可能な都市機能の更新・転換を図り、新生浦安の実現をめざすとしています。そのために「環境価値」、「社会的価値」、「経済的価値」の3つの価値の創生に取り組む必要があり、その1つとして「再生可能エネルギー等や情報通信技術を活用したエネルギーマネジメント¹¹⁾、自然環境、地域環境などの環境価値の創生」を掲げています。

国においては「第四次環境基本計画」が平成24年4月に閣議決定されました。その中で国は、人の健康や生態系¹²⁾に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、行政、企業、NPO、市民などの参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を、めざすべき持続可能な社会¹³⁾の姿として掲げています。

そこで、前計画の計画期間が終了すること、東日本大震災の経験と復興にあわせた環境価値の創生に向けた取り組みの必要性をはじめとする本市を取り巻く環境の現況と課題、国の動向などを踏まえ、平成26年度を初年度とする本計画を新たに策定するものです。

⁷⁾ 生活型公害：自動車交通公害、生活排水、近隣騒音など、市民の日常生活や通常の事業活動が原因となって発生する公害。

⁸⁾ 地盤沈下：地下水などの過剰な汲み上げなど、人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象で、典型七公害のひとつ。その進行が発見しにくく、長期間に渡り建物や道路などに被害を与え、生活環境に大きな影響を及ぼす。また、人為的な要因のほか、地震(圧密沈下)による大規模な地盤沈下もある。

⁹⁾ 再生可能エネルギー等：本計画では、以下を総称して「再生可能エネルギー等」と表記する。
・再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用など)
・再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術(クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーションシステム、燃料電池 など)

¹⁰⁾ 復興計画：東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針として、平成24年3月に策定した計画。震災からの復旧、復興に向けた取り組みを緊急かつ優先的に進めていく必要があることから、第2期基本計画を補完する計画として位置づけている。

¹¹⁾ エネルギーマネジメント：建物や地域のエネルギー供給や需要の状況を総合的に把握し、機器や設備の運転の効率化、エネルギー需給の調整などを行い、総合的に省エネルギーを実現すること。

¹²⁾ 生態系：ある地域にすむすべての生物とその地域内の大気、水、土などの無機的環境をひとまとめにして捉えた系。

¹³⁾ 持続可能な社会：平成4(1992)年の地球サミットにおいて確認された「持続可能な開発(Sustainable Development)」の考え方を踏まえて提唱された「めざすべき社会のあり方」の概念。「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活基盤となっている各生態系の受容能力限界内で、生活しつつ達成することである。」とされている。国の第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)では、持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた。

第2節 望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの将来都市像を明らかにするために策定した「総合計画¹⁴⁾」では、「人が輝き躍動するまち・浦安」をまちづくりの基本目標としています。

この基本目標や環境基本条例に示す基本理念などを踏まえ、前計画は「人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適環境都市 うらやす」を望ましい環境像として掲げ、環境施策を推進してきました。

その間にも、身近な生活環境問題から地球温暖化をはじめ地球規模の問題に至るまで、本市を取り巻く環境にはさまざまな変化が生じています。それらの変化に対応しつつ、東日本大震災の経験を踏まえ、市民が安心して本市に暮らせる健全な地盤環境を確保し、復興に合わせた環境価値の創生にも取り組んでいかなければなりません。そうした中において、持続可能な社会をめざすことはすべてに共通する視点として、その重要性をさらに増しています。

以上を踏まえ、市・事業者・市民・滞在者等すべての人が自主的、積極的に行う環境の保全の推進にあたっての共有イメージとして、本計画がめざす本市の環境の将来像である「望ましい環境像」をつぎのように定めます。

人と自然とが共生する

水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす

¹⁴⁾ 総合計画：本市がめざすまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにし、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していくための基本指針とするために策定したもの。「基本構想」と「基本計画」により構成され、ともに平成32年度を計画目標年度としている。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「総合計画」の着実な進展を環境面から実現する役割を担う計画であり、「基本計画」、「復興計画」やその他関連する計画と整合を図りながら、本市の環境の保全などに関する施策を定めるものです。

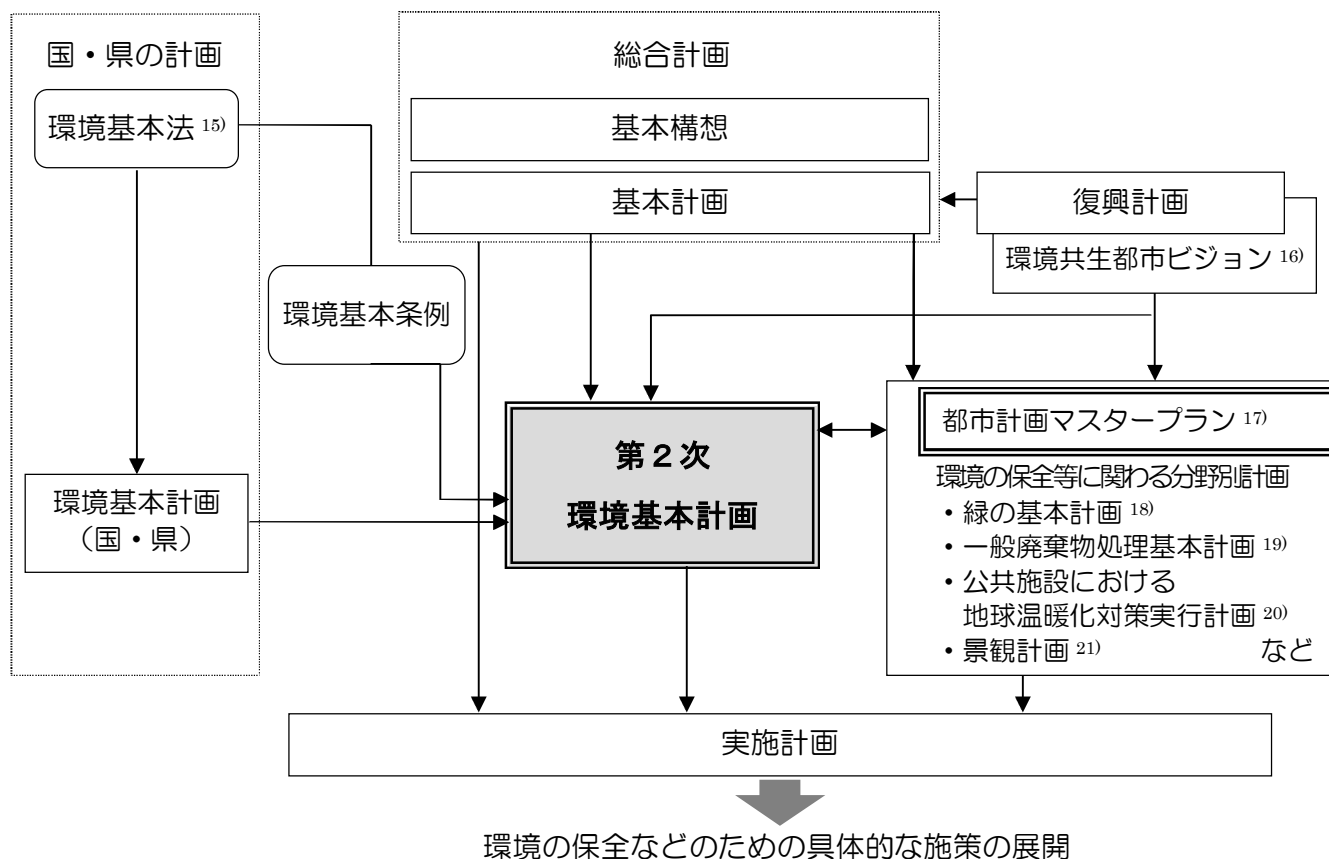


図 1-3-1 本計画の位置づけ

15 環境基本法：環境保全に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本を定め、これを総合的かつ計画的に推進する法的枠組みとして制定され、それまでの公害防止を中心とする日本の環境政策が大きく転換した。

16 環境共生都市ビジョン：震災で低下した都市ブランド回復・向上のための方策であり、復興計画を補完するビジョン。環境・社会・経済の3つの側面をバランス良く発展させ、将来にわたって都市の持続可能性を高く維持することをめざしたもの。平成25年10月に策定。

17 都市計画マスタープラン：「都市計画法」に基づいて、市民の意見を反映させた長期的な都市づくりの考え方を定めたもの。本市においては平成15年3月に策定、平成25年7月に改定した。

18 緑の基本計画：「都市緑地法」に基づき、市が中長期的な観点に立って市民とともに策定する、都市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。

19 一般廃棄物処理基本計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、長期的・総合的視点にたって一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めた計画。平成32年度を計画目標年度とし、平成25年3月に策定。

20 公共施設における地球温暖化対策実行計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、本市の事務および事業に関し、温室効果ガス排出の抑制などの措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画。平成28年度を計画目標年度とし、平成23年度に第3次計画を策定した。

21 景観計画：「景観法」に基づき、市域全域を対象として、景観形成の基本的な方針、それを達成するために必要な建築物などの規制や誘導に関する考え方や基準などを示した計画。

第4節 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

(2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、つぎのとおりとします。

対象とする環境項目		
○大気環境	○水環境	○その他生活環境
○身近な水辺	○身近な緑	○景観
○地球温暖化	○エネルギー	○廃棄物
○資源	○環境教育・環境学習	○環境保全行動

第5節 計画期間

本市の市政運営の基本的な指針である「基本構想」は平成32年度を目標年度としています。また、東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針となる「復興計画」の計画期間も、「基本構想」に合わせて平成32年度を目標としています。

このため本計画の計画期間は、「基本構想」および「復興計画」の目標年度に合わせ、平成26(2014)年度から平成32(2020)年度までの7年間とします。

なお、社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況によって、適宜見直しを行います。

年 度		平成25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)
基本構想		▶							
復興計画	復旧期	▶							
	再生・創生期	▶							
第2次環境基本計画		▶							

第6節 市・事業者・市民・滞在者等の役割

今日の環境課題の多くは、これまでの産業型公害²²⁾と異なり、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者となっており、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。そのため、公害²³⁾の発生源である工場などの規制指導といった従来の個別対策だけでは根本的な解決は困難となっており、個々の事業所や家庭において、一人ひとりが環境の保全に向けた行動を取ることが求められています。

このようなことから、本市の環境を保全するためには、市・事業者・市民・滞在者等がそれぞれの役割を認識し、協働して行動することが必要です。

本計画を着実に進め、計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割はつぎのとおりです。

(1) 市の役割

- ① 環境の保全に関する基本的・総合的な施策を行います。
- ② 市の事務事業を行ううえで、率先して環境への負荷²⁴⁾を少なくするように努めます。
- ③ 広域的な施策の取り組みは、国や他の地方公共団体と協力して実施します。

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動を行うときは公害を防止し、自然環境を保全します。
- ② 廃棄するとき、適正な処理方法がとれる製品をつくります。
- ③ 再生資源など、環境への負荷を少なくするための原材料などを使うように努めます。
- ④ 事業活動に伴う環境への負荷を少なくするなど、環境の保全に自ら努め、市が実施する施策に協力します。

(3) 市民の役割

- ① 日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように努めます。
- ② 環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力します。

(4) 滞在者等の役割

- ① 市に滞在したり、市を通過することに伴う環境への負荷を少なくし、市が実施する環境に関する施策に協力します。

²² 産業型公害：公害のうち事業活動に伴う被害を指す。工場から排出される排煙中の窒素酸化物、硫黄酸化物による大気汚染や酸性雨、工場排水中の各種化学物質による水質汚濁、ダイオキシン、PCB、農薬などの有機塩素化合物による土壌や海水の汚染、また、フロンガスによるオゾン層破壊など多岐にわたる。

²³ 公害：「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。

²⁴ 環境への負荷：人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

第2章 計画のめざすところ

第1節 計画改定にあたっての考え方

望ましい環境像“人と自然とが共生する水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす”を実現していくため、社会情勢の変化や本市の環境の現状と課題などを踏まえ、つぎの考え方に基づき、計画を改定します。

1 新生浦安につながる持続可能な社会の形成

平成23年に発生した東日本大震災により、市内は大きな被害を受け、わたしたちは身近な環境、資源・エネルギーを大切に、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことの重要性を改めて認識しました。

本計画によって、持続可能な社会をめざした取り組みを推進していくため、循環型社会²⁵⁾の形成、地球温暖化対策を含む低炭素社会²⁶⁾の形成を計画の柱に新たに位置づけます。また、東日本大震災からの復旧・復興にあわせ、再生可能エネルギー等の積極的な導入や浦安絆の森づくりをはじめとした「環境価値の創生」に施策横断的に取り組みます。

2 安心して健やかに暮らせ、水と緑にふれあえるまちづくりに関する取り組みの継続

大気、水、緑など、市民生活に身近な環境を良好に保つことは、環境の保全に関する基本的施策であり、大気汚染の防止、水質の改善、騒音・振動の防止、緑の豊かさが感じられるまちづくりなど、身近な環境の保全に関わる事項は市民も重視しています。

本計画においても、安心して健やかに暮らせ、水と緑にふれあえるまちづくりに関する取り組みを引き続き計画の柱として位置づけ、取り組みを推進します。

3 市民・事業者などの行動につながる計画づくり

身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題は一人ひとりの市民・事業者などが当事者であり、できることから行動し、協働していくことが大切です。

そのためには、市民・事業者などが、本市の望ましい環境像の実現に向け取るべき行動を知るとともに、自らの行動の成果を実感できることが重要です。

本計画は、市民や事業者、滞在者等に期待する行動や成果を実感できる指標を具体的に示し、市民・事業者などの行動につながる計画づくりをめざします。

²⁵⁾ 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わり、今後めざすべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1) ゴミを出さない、(2) 出たゴミはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないゴミはきちんと処分するの3つを提示している。

²⁶⁾ 低炭素社会：二酸化炭素などの温室効果ガスを大幅に削減した社会。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会をめざすものである。

第2節 基本方針

望ましい環境像を実現していくため、本計画ではつぎの5つの基本方針に沿って取り組みを進めます。

1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する

本市は、過去、本州製紙江戸川工場悪水放流事件²⁷⁾に代表されるように工場排水などにより、海・河川が汚染されるといった産業型公害に見まわれました。近年は、こうした産業型公害から、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水の流入による河川の水質汚濁など、都市・生活型公害²⁸⁾へと移り変わり、課題となっています。また、騒音・振動、地盤沈下、悪臭²⁹⁾などに加え、ごみのポイ捨て、路上喫煙などの生活衛生問題も、身近な問題として広がりを見せています。

さわやかですがすがしい空気、きれいな海や川、静けさや心地よさの感じられる生活空間は、健康で快適な生活を営むうえで、何よりも大切な環境です。

そのため、大気環境や水環境の改善に継続的に取り組むとともに、多様化する生活型公害・生活衛生問題への対応を進め、安心して健やかに暮らせる生活環境を保全します。

2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる

東京湾に面した漁業のまちであった本市は、埋立事業や都市化の進展に伴い、人工的な環境に囲まれたまちとなりました。しかし、海辺に残された貴重な三番瀬は多様な生き物を育み、街中には公園や街路樹などの緑も育ちつつあります。また、漁師町の面影を伝えるまち並みや社寺などの歴史資源が元町地域³⁰⁾に残る一方で、デザインされた道路や建物が特徴的なアーバンリゾートゾーン³¹⁾が形成されています。

長い時間をかけて積み上げてきた水辺や緑、景観は、まちの資産であり、さらに豊かなものとして次代へと引き継いでいくことが大切です。そのために、自然を身近に感じられる水辺空間や、市民の目に映る緑を増やしていくとともに、歴史・文化を感じられる景観を守り、育て、水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのあるふるさとのまちをつくります。

²⁷⁾ 本州製紙江戸川工場悪水放流事件：昭和33年に本州製紙江戸川工場の悪水放流により被害を受けた浦安の漁民が、同工場に乱入して起きた大乱闘事件で「悪水放流事件」「黒い水事件」とも呼ばれる。これを契機として、国は「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」を制定した。

²⁸⁾ 都市・生活型公害：従来の産業活動により発生する公害とは異なった形態の日常生活に起因して発生している公害。生活排水による水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染、近隣騒音や電波障害などがある。

²⁹⁾ 悪臭：悪臭とは、「人が感じる不快なおい」をいう。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりする原因となり、悪臭防止法で規制されている。

³⁰⁾ 元町地域：当代島、北栄、猫実、堀江、富士見地区の総称。

³¹⁾ アーバンリゾート（ゾーン）：都市近郊もしくは都市内に立地する、テーマパーク、ホテル、マリナーや複合型商業施設などで複合的に構成された保養、行楽地。アーバンリゾートゾーンは、舞浜二・三丁目の住宅地を除いた舞浜地区を指す。

3 地球にやさしい低炭素社会を形成する

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガス³²⁾排出の大部分を占める二酸化炭素(CO₂)³³⁾は、毎日の暮らしや事業活動のあらゆる場面で使われる電力、ガス、ガソリンなどのエネルギーの使用によって発生しています。地球温暖化は、エネルギーを大量に使用する私たちの暮らしそのものが引き起こしている問題なのです。

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所をはじめとした発電設備が甚大な被害を受け、大幅な電力供給不足に陥りました。電力供給不足に対応するために始まった節電は、私たちが便利で快適な日々の暮らしにおいて、電力に代表される多くのエネルギーに依存し大量に使用してきたことに気づくきっかけになりました。また、温室効果ガス排出の面では、火力発電所の稼働増に起因する温室効果ガスの排出増加が見込まれています。

このような東日本大震災後の経験は、電力に代表されるエネルギーのあり方に大きな衝撃を与え、再生可能エネルギー等の導入をはじめとする低炭素社会への対応やこれらを活かして災害時にも都市機能を維持できる持続可能な都市への更新・転換を加速させつつあります。

一人ひとりが地球温暖化問題の当事者であるとの意識のもと、この問題に対応していくため、市民や事業者による省エネルギー行動や再生可能エネルギー等の導入などを進めるとともに、まちづくりの面からも低炭素化を進め、地球にやさしい低炭素社会を形成します。

4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加をはじめ、環境に大きな負荷を与えてきました。

本市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーンズ計画³⁴⁾」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量や再資源化に向けたさまざまな取り組みを推進してきました。しかし、最終処分を県外の民間施設に依存している現状では、最終処分量を削減することが今なお課題となっています。

そのため、ごみの減量・再資源化に向けた取り組みを市・市民・事業者が強い意志を持って、さらに推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。

³²⁾ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。第二約束期間における対象ガスとして三フッ化窒素を追加することが、平成23年に開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において決定された。

³³⁾ 二酸化炭素(CO₂)：地球大気中では微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では390ppm程度にまで上昇し、なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

³⁴⁾ ビーンズ計画：ごみ減量・再資源化に全市を挙げて取り組むために平成3年にスタートしたごみ減量・再資源化キャンペーン。

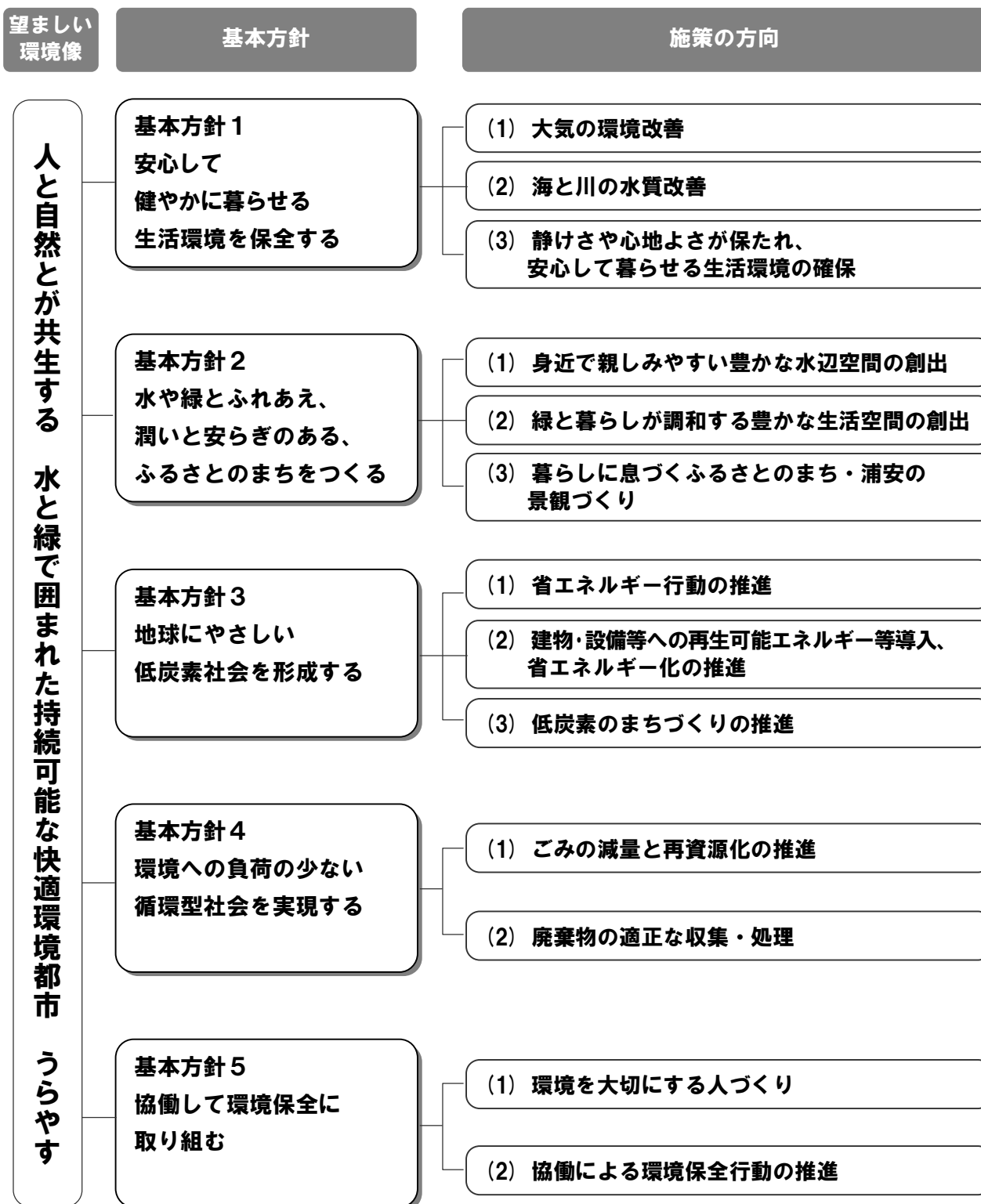
5 協働して環境保全に取り組む

私たちの暮らしを取り巻く大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題から、地球環境問題に至るまで、今日の環境問題はさまざまな現象が関連し合っており、その多くは私たちの日常生活における行動に起因しているといわれています。これらの問題を解決するためには、当事者であるという認識のもとに、環境問題の現状を理解し、できることから行動していくとともに、市や事業者、市民、滞在者等が協働して取り組んでいくことが大切です。

一人ひとりの行動によって望ましい環境像を実現していくため、地域環境への関心を高め、自ら考え、環境保全行動に率先して取り組む人づくりを進めるとともに、市民や事業者などの環境行動の輪を広げ、市民・事業者・滞在者等と市が協働して環境保全に取り組めます。

第3章 施策

望ましい環境像の実現に向け、第2章で示した基本方針に沿って施策を進めていくため、それぞれの基本方針ごとに施策の方向を示します。



■参考 環境指標と参考指標

望ましい環境像の実現に向けた取り組みを着実に進めていくためには、取り組みの実施状況や成果を継続的に把握、市民・事業者などと共有していくことが重要です。

本計画では、市の環境の状態または市が実施した施策の進捗や成果のおおまかな傾向を示す「ものさし」として、次の2つの指標を設けています。

- ①環境指標・・・市が計画の進捗を管理するため、専門的データ（国の環境基準、県・市の環境目標値）で構成する指標
- ②参考指標・・・市の環境の状況や市民の行動の状況を継続的に把握し、市民によりわかりやすい形で示す市民に親しみやすい指標

市は、環境指標、参考指標の推移を「環境基本計画年次報告書」において毎年度公表し、目標の達成状況を評価・点検することで、計画の進行管理を行います。

環境指標、参考指標の表の見方

<p>【項目】 環境指標として推移を把握するデータの種類の種類</p>	<p>【指標】 計画最終年度までに達成する目標（国の基準、県・市独自の環境目標値）</p>	<p>【平成 24 年度】 本計画策定時点で数値を把握できる平成 24 年度の値を現況値として記載</p>
--	--	--

●環境指標

項 目		指 標	平成 24 年度
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間 が 0.1ppm 以下	猫実測定局 0.004ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.044mg/m ³ 美浜測定局 0.047mg/m ³

【参考指標】市民に親しみやすい指標

項 目	指 標	平成 24 年度
アスベストの環境目標値	大気 1 ℓ中に含まれるアスベストの繊維が 1 本を下回ること	①当代島公民館 夏季：0.056 本 冬季：0.056 本 ②日の出公民館 夏季：0.056 本 冬季：.056 本
大気に関する公害苦情件数	基準年※（平成 24 年度）の数値より減	8 件
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	39 日

<p>【項目】 参考指標として推移を把握するデータの種類の種類</p>	<p>【指標】 計画最終年度までに達成する目標 < >記載は、項目に挙げたデータの推移を把握する目的</p>	<p>【平成 24 年度】 ①進行管理を基準年※に対する変化で評価するものは、基準年の値として記載 ②進行管理を基準年によらないもの、データの推移の把握を目的とするものは、現況値として記載 ※基準年：本計画策定時点で数値を把握できる平成 24 年度をいう。ただし個別計画で基準年を定めているものは、その年度を基準年としている</p>
--	---	---

基本方針1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する

施策の方向	施策	環境指標・参考指標
(1) 大気環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ①大気監視体制の充実 ②自動車排出ガス対策の推進 ③ヒートアイランド対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境指標 <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の環境基準 ・二酸化窒素の千葉県環境目標値 ・ダイオキシン類の大気環境基準 ・有害大気汚染物質の環境基準 ・微小粒子状物質の環境基準 ◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの環境目標値 ・大気に関する公害苦情件数 ・熱帯夜の日数 ・最低気温・最高気温の平均（7～9月） ・真夏日の日数
(2) 海と川の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> ①河川の水質改善の充実 ②下水道施設の整備と適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境指標 <ul style="list-style-type: none"> ・BOD、pH、SS、DO 環境基準（旧江戸川）、BOD 環境目標値（市内河川） ・海域のpH、COD、DO、全窒素、全りん環境基準 ・人の健康の保護に関する環境基準（旧江戸川・東京湾） ◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理率 ・下水道人口普及率 ・下水道整備率 ・水洗化率 ・水質に関する公害苦情件数 ・河川の水の透視度 ・平均水温
(3) 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①生活環境問題への対応 ②まちの美化・環境衛生対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 <ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情件数 <ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、電波障害、その他（カラス等）

(1) 大気環境改善

本市の大気環境は、交通量の多い幹線道路が市内を通過しているため、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。さわやかで、すがすがしい大気環境を確保するため、大気環境監視を継続的に進め、自動車排出ガスの削減をはじめとする大気汚染防止のための取り組みを推進します。

また、建物・自動車からの排熱や都市化などが要因となって発生する都市の熱環境汚染であるヒートアイランド現象³⁵⁾への対策を進めます。

◇環境指標

項目		指標	平成 24 年度
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂) ³⁶⁾	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm ³⁷⁾ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	猫実測定局 0.004ppm
	浮遊粒子状物質 (SPM) ³⁸⁾	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.044mg/m ³ 美浜測定局 0.047mg/m ³
	二酸化窒素 (NO ₂) ³⁹⁾	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	猫実測定局 0.043ppm 美浜測定局 0.049ppm
	光化学オキシダント (Ox) [*]	1 時間値が 0.06ppm 以下	猫実測定局 環境基準超過日数 34 日
	一酸化炭素 (CO) ⁴⁰⁾	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	猫実測定局 0.8ppm 美浜測定局 0.7ppm
二酸化窒素の千葉県環境目標値	二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の年間 98 % 値が 0.04ppm 以下	猫実測定局 0.043ppm 美浜測定局 0.049ppm

※ 17 ページ 参考 光化学スモッグ注意報等の発令 参照

³⁵⁾ ヒートアイランド現象：都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態にあることから、ヒートアイランド（熱の島）といわれている。

³⁶⁾ 二酸化硫黄 (SO₂)：硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもある。

³⁷⁾ ppm：100 万分の 1 を表す単位で、濃度や含有率を表す容量比、重量比のこと。1ppm とは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1m³ (立方メートル) 中にその物質が 1cm³ (立方センチメートル) 含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1kg 中にその物質が 1mg 含まれていること。

³⁸⁾ 浮遊粒子状物質 (SPM)：大気中に浮遊する粒子状の物質【浮遊粉じん、エアロゾル (固体または液体の微粒子が気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態) など】のうち、粒径が 10μm (マイクロメートル：μm=1000 分の 1mm) 以下のものをいう。

³⁹⁾ 二酸化窒素 (NO₂)：物が燃える際に、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して生成する窒素酸化物 (NO_x) のひとつ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのどさらには胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

⁴⁰⁾ 一酸化炭素 (CO)：燃料などの不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。CO は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

◇環境指標

項目		指標	平成24年度
ダイオキシン類 ⁴¹⁾ の大気環境基準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60pg-TEQ /m ³ 以下 ⁴²⁾	浦安市役所 0.039pg-TEQ/m ³
有害大気汚染物質 の環境基準	ベンゼン ⁴³⁾	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.00129mg/m ³
	トリクロロ エチレン ⁴⁴⁾	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.001377mg/m ³
	テトラクロロ エチレン ⁴⁵⁾	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.000342mg/m ³
	ジクロロメタン ⁴⁶⁾	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	猫実測定局 0.00237mg/m ³
微小粒子状物質 ⁴⁷⁾ の環境基準	微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35μg/m ³ 以下	—

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
アスベスト ⁴⁸⁾ の 環境目標値	大気10中に含まれるアスベストの 繊維が1本を下回ること※	①当代島公民館 夏季：0.056本 冬季：0.056本 ②日の出公民館 夏季：0.056本 冬季：0.056本
大気に関する 公害苦情件数	基準年（平成24年度）の数値より 減	8件
熱帯夜の日数	＜ヒートアイランド現象による気 温の変化を継続的に把握するた めの項目＞	39日
最低気温・最高気温の 平均（7～9月）		最高気温平均 29.74℃ 最低気温平均 23.81℃
真夏日の日数		52日

※ WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/ℓ程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気10中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを指標とした

*指標欄の＜＞は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

41 ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナー-ポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

42 pg-TEQ/m³：ダイオキシン類の濃度を表す単位として用いられる。pg（ピコグラム）は、一兆分の1gのことで、微量物質の重さの単位のひとつである。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い2, 3, 6, 7-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して表し、これを「毒性等価物量（TEQ）」という。

43 ベンゼン：かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。

44 トリクロロエチレン：機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質。

45 テトラクロロエチレン：かつては主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質。

46 ジクロロメタン：金属部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われるほか、各種の溶剤などとして使われている。

47 微小粒子状物質：浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル：μm=1000分の1mm）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

48 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれており、セメントと混合するなどして建材など広範な分野で使われた。しかし、アスベストを吸い込むと肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあることから、現在は使用が規制されている。

【市の取り組み】

①大気監視体制の充実

ア) 大気の監視と情報提供

- 光化学オキシダント（光化学スモッグ）や微小粒子状物質（PM2.5）などの一般環境大気測定、自動車排出ガス測定およびダイオキシン・ベンゼン・アスベストなどの有害大気汚染物質の測定を実施し、市民・事業者などに大気環境の情報を提供することにより、大気汚染防止のための取り組みを推進します。
- 酸性雨⁴⁹⁾の測定調査を実施し、本市における酸性雨の実態把握と原因物質の排出抑制に努めます。

イ) 固定発生源⁵⁰⁾ 対策等の推進

- 「大気汚染防止法⁵¹⁾」、「環境保全条例⁵²⁾」などに基づき、事業者などに対して、ばい煙などの発生の抑制や廃棄物の野外での焼却など、屋外での燃焼行為の規制に関する周知徹底を図るとともに、法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づいた指導の徹底を図ります。

ウ) 放射性物質⁵³⁾ への対応

- 東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とする放射能問題に対応するため、大気中の放射線量を測定し、国が放射性物質汚染対処特措法で規定する除染の判断基準である毎時 $0.23 \mu\text{Sv}$ ^{マイクロシーベルト} を参考として、その測定結果の推移を注視するとともに、結果を公表します。

⁴⁹⁾ 酸性雨：化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれて生成する。あるいは、エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に多数浮かんでいる物質）の形で直接酸が地上に到達することをいう。ひとつの目安として、pH5.6以下で酸性雨と呼ばれ、湖沼や土壌を酸性化し、魚類や植物に多大な影響を与える。

⁵⁰⁾ 固定発生源：大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分けられる。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉などの生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉がある。移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。

⁵¹⁾ 大気汚染防止法：工場および事業場における事業活動ならびに建築物の解体などに伴うばい煙ならびに粉じんの排出などを規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、ならびに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、ならびに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

⁵²⁾ 環境保全条例：現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、これまでの産業型公害に対応した公害防止条例を全面改正し、環境基本条例の本旨にのっとり、環境の保全などに関し市の施策や公害の防止のための規制を盛り込んだ。平成21年7月1日施行。

⁵³⁾ 放射性物質：放射線を発する能力（放射能）を有する物質。放射線とは、電磁波や運動している粒子で、物質の密度の大小によっても異なるが、同物質を通過する能力をもったものをいう。

■参考 光化学スモッグ注意報等の発令

光化学スモッグは、工場・事業場・自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）⁵⁴ と炭化水素（HC）⁵⁵ が強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成される光化学オキシダントによって、空が霞んで白いモヤがかかったような状態になる現象です。光化学オキシダントが高濃度になると、目がチカチカする、のどや鼻に刺激を感じるなどの影響を生じます。

県では、県内を12区域に分けて注意報や警報を発令しています。本市の区域は、市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市の6市で構成される葛南地域です。

光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、つぎのことに注意が必要です。

- ・屋外での激しい運動はやめ、できるかぎり屋内で過ごす。
- ・風向きを考えて、窓を閉める。

注意報等の区分と発令基準

発令区分	発令基準
予報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき
重大緊急報	オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき

■参考 微小粒子状物質（PM2.5）に対する注意喚起

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径2.5 μ m^{マイクロメートル}以下のものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼びます。

粒子が非常に小さいPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、さまざまな健康影響の可能性が懸念されています。そのため、国は、平成21（2009）年に環境基準を設定しました。本市では、平成25（2013）年から猫実測定局でPM2.5の測定を開始し、その結果（速報値）を千葉県大気環境常時監視リアルタイム表示システムで公開しています。

県では、国の暫定指針に基づき、PM2.5の1日の平均値が1m³あたり70 μ g^{マイクログラム}を超えると予想される場合、注意喚起の情報提供を行っています。

注意喚起の情報提供がなされたときは、その日の体調に合わせて以下の対応をとることを勧めます。

- ・呼吸器系・循環器系の疾患のある人・小児・高齢者は、より慎重な行動をとる。
（不要不急の外出を控える、外出時には適切にマスクを着用する など）
- ・粒子を持ち込まないための対応を図る。
（屋内の換気を必要最小限にする、洗濯物を室内に干す など）

なお、現時点では、PM2.5濃度の状況要因、健康影響などに関する科学的知見が少ないことから、注意喚起の運用などについては、状況に応じ随時見直しを行う予定です。

⁵⁴ 窒素酸化物（NO_x）：物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物（NO_x）が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素（NO）が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素（NO₂）となり大気中に排出される。この一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。

⁵⁵ 炭化水素（HC）：炭素と水素を含んだ有機化合物のことをいう。有機溶剤や塗料、プラスチック製品などの原料として使用され、主に塗装印刷工場・化学工場やガソリンスタンドなどから発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つとされている。

②自動車排出ガス対策の推進

ア) 低公害車⁵⁶⁾の普及促進

- 大気汚染物質の排出を抑制するため、市が使用する公用車への低公害車導入を推進します。
- 電気自動車の充電設備の整備などにより、低公害車の普及を促進します。

イ) エコドライブ⁵⁷⁾の推進

- 自動車駐停車時におけるアイドリングストップ⁵⁸⁾、自動車の急発進、急加速の抑制などのエコドライブについて、市が率先して実施するとともに、市民・事業者・滞在者等への啓発を進めます。

ウ) 交通渋滞対策

- 道路整備や公共交通網の整備、占用工事関係者（水道・電気・ガス事業者など）と協力した道路工事の調整などにより、交通渋滞の解消を図ります。
- マイカーの利用を控えた徒歩や自転車、公共交通の利用促進など、自動車交通への依存を抑制したライフスタイルの形成を進めます。
→基本方針3(3) 低炭素のまちづくりの推進 参照

③ヒートアイランド対策の推進

ア) 人工排熱⁵⁹⁾の低減

- 省エネルギーの取り組みの推進や自動車交通への依存の抑制など、人工排熱の低減につながる環境負荷の少ないライフスタイルの形成を進めます。
→基本方針3(1) 省エネルギー行動の推進、(3) 低炭素のまちづくりの推進 参照

イ) 地表面被覆・都市形態の改善

- 緑地の確保、公共施設、民有地の緑化を推進します。
→基本方針2(2) 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出 参照
- 路面温度の上昇を抑制する舗装⁶⁰⁾の導入を推進します。

⁵⁶⁾ 低公害車：窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

⁵⁷⁾ エコドライブ：急発進や急加速、空ぶかしなどを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと自動車排出ガス減少に役立つ運転のこと。

⁵⁸⁾ アイドリングストップ：信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制にも効果がある。

⁵⁹⁾ 人工排熱：空調機器や自動車などから面的に排出される熱、工場や火力発電所、ごみ焼却場からの排熱などの総称。都市の大気を暖め、ヒートアイランド現象を引き起こす主要な原因の1つとなっている。対策としては、省エネの促進や排熱利用などにより都市の排熱総量を削減していくことが重要とされている。

⁶⁰⁾ 路面温度の上昇を抑制する舗装：遮熱性舗装、保水性舗装、透水性舗装を指す。
遮熱性舗装…太陽光に含まれる近赤外線を反射する遮熱材を舗装表面に塗り、温度上昇を抑制する舗装。
保水性舗装…アスファルトに保水材を充填して水を蓄え、蒸発する際の気化熱で路面温度を下げる舗装。
透水性舗装…舗装面の空隙から雨水を地中に浸透させる舗装。地中の水分が蒸発する際に路面温度を下げる効果がある。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング⁶¹⁾、自転車の利用、徒歩を選択して、マイカーの使用を抑制します。 ・自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。 ・自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における自動車の使用に際して、エコドライブを心がけます。 ・低公害車の導入に積極的に努めます。 ・従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。 ・「大気汚染防止法」、「環境保全条例」などを遵守し、ばい煙などの発生の抑制に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。

⁶¹ カーシェアリング：複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。

(2) 海と川の水質改善

市内を流れる河川は汚濁物質が蓄積しやすい環境にあります。水質改善の取り組みにより、近年ではすべての測定地点で環境目標値をほぼ達成しています。

公共用水域の水質の監視を継続するとともに、県などと協力した水質改善の取り組み、公共下水道の整備・管理を進め、河川や海の水質改善に努めます。

◇環境指標

項目	指標	平成 24 年度	
BOD ⁶²⁾ 、pH ⁶³⁾ 、SS ⁶⁴⁾ 、DO ⁶⁵⁾ 環境基準※(旧江戸川) BOD 環境目標値(市内河川)	BOD(旧江戸川)	5mg/ℓ 以下	2.3 mg/ℓ
	pH(旧江戸川)	6.5 以上 8.5 以下	7.6
	SS(旧江戸川)	50mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ
	DO(旧江戸川)	5mg/ℓ 以上	8.5 mg/ℓ
	BOD(猫実川)	10mg/ℓ 以下	5.8mg/ℓ
	BOD(堀江川)	10mg/ℓ 以下	5.5mg/ℓ
	BOD(境川)(A地点)	5mg/ℓ 以下	2.1mg/ℓ
	BOD(境川)(B地点)	5mg/ℓ 以下	3.1mg/ℓ
	BOD(見明川)	5mg/ℓ 以下	2.3mg/ℓ
海域の pH、COD ⁶⁶⁾ 、DO、全窒素(T-N) ⁶⁷⁾ 、全りん(T-P) ⁶⁸⁾ 環境基準※	pH	7.8 以上 8.3 以下	8.3
	COD	3mg/ℓ 以下	5.4 mg/ℓ
	DO	5mg/ℓ 以上	8.5 mg/ℓ
	全窒素(T-N)	1mg/ℓ 以下	0.91 mg/ℓ
	全りん(T-P)	0.09mg/ℓ 以下	0.078 mg/ℓ
人の健康の保護に関する環境基準 ⁶⁹⁾ ※(旧江戸川、東京湾)	国が定める全項目の環境基準達成	全項目達成	

※国の定めた環境基準

- ⁶² BOD：生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のことで、値が大きいかほど水質汚濁は著しい。
- ⁶³ pH：水素イオン濃度指数。水(溶液)の酸性、アルカリ性の強さを示すもので、pH7が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
- ⁶⁴ SS：浮遊物質。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。
- ⁶⁵ DO：溶存酸素量。水に溶解している酸素の量のことで、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいかほど良好な環境であるといえる。
- ⁶⁶ COD：化学的酸素要求量。化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量のことで、値が大きいかほど水質汚濁は著しい。
- ⁶⁷ 全窒素(T-N)：水中に含まれる窒素化合物の総量をいう。窒素は、りんと共に富栄養化の原因物質とされている。
- ⁶⁸ 全りん(T-P)：水中に含まれる無機、有機のリン化合物の総量をいう。りんは、窒素と共に富栄養化の原因物質とされている。
- ⁶⁹ 人の健康の保護に関する環境基準：環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、昭和46年に定められた、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係る環境基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)および生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の2つがある。平成5年3月に改正された水質環境基準において、各種有害物質の基準値が全国一律の値として示された。人の健康の保護に関する基準(健康項目)に関しては、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの27項目について環境基準が定められている。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
生活排水処理率 ^{※1}	98.5%（平成32年度まで） （基準年度から1.9ポイント向上）	96.7%
下水道人口普及率 ^{※2}	100%（平成29年度まで）	99.7%
下水道整備率 ^{※3}	100%（平成27年度まで）	93.3%
水洗化率 ^{※4}	基準年（平成24年度）の数値より増	96.6%
水質に関する公害苦情件数	基準年（平成24年度）の数値より減	0件
河川の水の透視度	<水のきれいさを継続的に把握するための項目>	境川A地点 30.0cm
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための項目>	境川A地点 19.8℃

※1 生活排水処理率＝（下水道水洗化人口＋合併浄化槽人口）÷行政人口

※2 下水道人口普及率＝処理区域⁷⁰内人口÷行政人口

※3 下水道整備率＝処理区域面積÷市街化区域面積

※4 水洗化率＝下水道水洗化人口÷処理区域内人口

*指標欄の< >は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

【市の取り組み】

①河川の水質改善の充実

ア) 水質の監視と情報提供

○市内4河川における水質測定を定期的を実施し、東京都が測定する旧江戸川、県が測定する東京湾の測定結果を含め、市民・事業者などに水質環境の情報を提供することにより、水質汚濁防止のための取り組みを推進します。

○県と協力して地下水の水質測定を実施し、データの把握に努めます。

イ) 水質改善対策の推進

○家庭でできる生活排水対策、事業所などにおける排水対策に関する普及・啓発を推進します。

○流量が少ない河川への導水による水量確保、ごみの撤去、河川管理者である県が行う水質改善対策への協力などにより、悪臭防止や水質改善に努めます。

○川をきれいにする市民活動を支援します。

②下水道施設の整備と適正な管理

ア) 公共下水道の整備と維持・管理

○公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道未整備区域における整備に努めます。

○下水道の供用区域において、水洗化の普及活動の一環として未接続世帯に相談員を派遣し、未接続世帯の解消に努めます。

⁷⁰ 処理区域：「下水道法」に基づき、公共下水道により下水を排除することができ、その下水を終末処理場により処理することができる地域。

- 大規模な災害時において防災拠点や避難所などの重要な施設につながる下水道施設や緊急輸送路に埋設されている下水道管きよの機能を確保するとともに、老朽化している下水道施設の計画的な更新を図るため、耐震化・長寿命化対策⁷¹⁾ など、適正な維持管理を進めます。
- 公共用下水道の未整備区域においては、合併浄化槽⁷²⁾ の適正な維持・管理を指導するなど、適正な排水処理を促進します。

イ) 事業所等に対する監視・指導

- 特定施設（水質汚濁防止法⁷³⁾ 施行令別表第 1 に該当する施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業所などに対する排水基準の遵守の徹底・指導を県と協力して進めます。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃食油の回収など家庭でできる生活排水対策を実行します。 ・ 下水道整備区域では下水道への接続に努めます。 ・ 節水に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水質汚濁防止法」などに定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出の削減に努めます。 ・ 節水に努めます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水に努めます。

⁷¹⁾ 長寿命化対策：施設や設備の一部を再建設あるいは取り替えることによって使用期間を延ばすこと。

⁷²⁾ 合併浄化槽：生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。

⁷³⁾ 水質汚濁防止法：事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制などを定めることにより、公共用水域および地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

(3) 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保

騒音・振動、悪臭などの生活環境問題が、都市化の進展、ライフスタイルや社会情勢の急激な変化などを背景に増加しています。安心して暮らせる生活環境を確保するため、市民の日常生活から生じる公害に関わる対策を進めます。

また、市民と協力して、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題などへの対応を進めるとともに、犬や猫などのペットと気持ちよく暮らせるまちをつくるため、マナーの向上に向けた啓発などを進めます。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項 目		指 標	平成 24 年度
公害苦情件数	騒音	基準年（平成 24 年度）の数値より減	49 件
	振動	基準年（平成 24 年度）の数値より減	6 件
	悪臭	基準年（平成 24 年度）の数値より減	15 件
	電波障害 ⁷⁴⁾	基準年（平成 24 年度）の数値より減	0 件
	その他（カラス等）	基準年（平成 24 年度）の数値より減	16 件

【市の取り組み】

①生活環境問題への対応

ア) 事業所等の騒音・振動対策

- 「騒音規制法⁷⁵⁾」、「振動規制法⁷⁶⁾」による規制に加え、「環境保全条例」により、事業所などや建設作業の騒音・振動に対する規制、指導を行います。

イ) 自動車等の騒音・振動対策

- 市内主要幹線道路における騒音・振動の監視を継続し、自動車によって騒音・振動の要請限度⁷⁷⁾を超えるなど道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、必要に応じて道路管理者に改善を要請します。
- 災害復旧工事の進捗を考慮しながら、幹線道路において高機能舗装⁷⁸⁾の導入などよりよい道路環境づくりを推進します。

ウ) 航空機騒音対策

- 国および県固定局での航空機騒音測定だけでなく、市独自の実態調査を行い、その結果を公表していきます。

⁷⁴⁾ 電波障害：通信機器や電子機器から放射される電波（もしくは高周波電流）が別の電子機器の動作に影響を及ぼす現象。

⁷⁵⁾ 騒音規制法：工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音にかかる許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

⁷⁶⁾ 振動規制法：工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

⁷⁷⁾ 要請限度：環境省令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合は、道路管理者などに対して改善措置を要請することができる。

⁷⁸⁾ 高機能舗装：通常のアスファルトに比べて空隙を多く設けた舗装。この空隙が、自動車走行騒音の低減や、路面の雨水排水に効果を発揮することから、低騒音舗装または排水性舗装とも呼ばれる。

○国、県、他自治体の情報収集を進めるとともに、近隣自治体との連携を図り、航空機騒音により、生活環境が著しく損なわれる、または損なうおそれがあると認められるときは、国などの関係機関へ改善を要請します。

エ) 近隣騒音⁷⁹⁾ 対策

○拡声器・深夜営業などに伴う騒音に対して、「騒音規制法」、「環境保全条例」に基づき、警察などの関係機関と連携を図り効果的な対応をとるとともに、啓発や指導に努めます。

オ) 地盤沈下防止対策

○「工業用水法⁸⁰⁾」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）⁸¹⁾」、「県環境保全条例」、「環境保全条例」など関係法令などの遵守徹底を図ります。
○県が行う地盤沈下の監視測定（地盤沈下観測用の精密水準点⁸²⁾の設置など）により、地下水採取や東日本大震災の影響による地盤沈下の状況などを把握し、県と連携してデータを公表します。

カ) 悪臭防止対策

○事業者に対し、「悪臭防止法⁸³⁾」など関係法令の周知および遵守の徹底を図るとともに、悪臭を発生するおそれのある施設に対して、啓発・指導を行い、発生防止を図ります。
○東京湾広域異臭などに対しては、関係機関への指導を県に要請します。

キ) 土壌環境対策

○事業者に対し、「土壌汚染対策法⁸⁴⁾」など関係法令の周知および遵守の徹底を図ります。
○土壌汚染については、県と連携しながら情報の把握と指導を行います。

ク) 建造物等による生活環境問題への対策

○ビル風害⁸⁵⁾ および光害⁸⁶⁾ について、事業者、関係機関などとの協議をとおして抑制に努めます。
○中高層建築物などによるテレビ電波障害の未然防止のための指導を行います。

⁷⁹⁾ 近隣騒音：飲食店などの営業騒音、商業宣伝の拡声機騒音、家庭のピアノなどの生活騒音をいう。

⁸⁰⁾ 工業用水法：特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定め、工業の健全な発達と地盤沈下防止を図ることを目的とした法律。

⁸¹⁾ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）：特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定め、地盤沈下の防止を図ることを目的とした法律。

⁸²⁾ 精密水準点：地盤沈下の状況を監視するために設置された水準点。毎年、定点の標高を高精度測量により観測し、前年度からの変動（差）を求めて、地盤沈下の進行を監視している。国土地理院が全国規模で観測しているほか、特定の都道府県で実施している。

⁸³⁾ 悪臭防止法：工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

⁸⁴⁾ 土壌汚染対策法：土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置およびその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律。

⁸⁵⁾ ビル風害：高層建造物の周辺に局部的に発生するビル風によって生じる被害。高層建造物が建設されると、ビルの両横で強風となり、風下のビルの後側では風が弱くなり、また、風の変動が大きくなって乱流が発生する。

⁸⁶⁾ 光害：照明に関して、安全性および効率性の確保ならびに景観および周辺環境への配慮などが十分になされていない状況、またはそれによる悪影響。

②まちの美化・環境衛生対策の充実

ア) まちの美化・環境衛生対策

- 「空き缶等の散乱防止等に関する条例」に基づき、ポイ捨て防止キャンペーンなどの啓発活動を行います。
- 各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域の清掃を支援します。
- ごみの不法投棄を防止するため、パトロールなどを行います。
- 「空き地に係る雑草等の除去に関する条例」に基づき、民有地の雑草、枯草などの管理の指導を行います。
- ねずみ、衛生害虫⁸⁷⁾などの除去のための対策を推進します。
- ごみ散乱防護用ネットの貸し出しや被害防止対策の啓発などにより、カラス等による生活環境被害対策を推進します。
- 放置自転車の撤去、放置自転車防止の啓発活動などをおして、放置自転車の削減に努めます。

イ) 動物の愛護と外来生物⁸⁸⁾への対応

- 狂犬病予防注射実施の指導および犬の正しい飼い方やしつけについて、啓発していきます。
- 飼い主のいない猫（地域猫）との共生に向けた対策を推進します。
- 地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性⁸⁹⁾を脅かすおそれのある外来生物による被害を予防するため、特定外来生物⁹⁰⁾について住民への普及啓発に努めるとともに、緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。

ウ) 化学物質による環境リスクの低減

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）⁹¹⁾」など関係法令の遵守、農薬・殺虫剤の適正な使用について、県と協力して市民・事業者への情報提供、指導を推進します。
- シックハウス症候群⁹²⁾の原因物質であるホルムアルデヒドの濃度簡易測定器の貸し出しを行うなど、シックハウス対策の施策を推進します。

⁸⁷ 衛生害虫：吸血したり毒針・毒毛で刺したりして人間に害を与え、生活環境を悪化させ、伝染病などの病原を伝播・媒介する昆虫やダニ類。ノミ・シラミ・ブユ・ドクガ・スズメバチ・ハエ・ゴキブリ・ダニなど。

⁸⁸ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。

⁸⁹ 生物多様性：地球上には、3,000万種ともいわれる生物が生息しており、その一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生存している。生物多様性とは、こうした生物の豊かな個性とつながりを表す概念。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

⁹⁰ 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき指定された生物。個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。指定された生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制される。

⁹¹ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）：有害性のあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理を改善し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。

⁹² シックハウス症候群：住宅建材や家具から放散される化学物質などが原因で頭痛、目の痛みなどの症状が現れること。接着剤や合板などに含まれるホルムアルデヒド、有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、防虫剤に含まれるパラジクロロベンゼンなどが原因物質と考えられている。

【市民・事業者・滞在者等の行動】	
-------------------------	--

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の生活環境に配慮した生活を心掛けます。・ 自転車を放置しません。・ 動物を飼うときは、マナーを守って、愛情と責任を持って飼います。・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県環境保全条例」、「環境保全条例」などに定める基準を遵守し、騒音、振動、悪臭、土壌汚染などの防止に努めます。・ 建設作業などの実施にあたっては、低騒音・低振動型の機械や工法の採用、防音対策、作業時間の制限などにより、騒音・振動の低減に努めます。・ 法・条例などを遵守し、地盤沈下を起こさないように揚水を行います。・ 化学物質、農薬などの適正な使用と管理に努めます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。

基本方針2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる

施策の方向	施策	環境指標・参考指標
(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出	①豊かな水辺環境の創造 ②三番瀬の保全と活用	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・水辺・三番瀬に関する講座・イベントの参加者数
(2) 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出	①新しい緑の創出 ②身近な緑の保全 ③協働による緑の育成	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・都市公園面積 (㎡/人) ・都市公園等面積 (㎡/人) ・総緑地量 (ha) ・市域面積に対する緑地の割合 ・緑視率
(3) 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり	①協働による景観の維持・創出 ②地域の魅力を高める 公共施設の整備	

(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海と川に囲まれた浦安の貴重な自然です。その水辺を、市民がより親しみ、ふれあえる場としていくため、東日本大震災による被害の復旧と河川や海岸の治水機能の向上を図りつつ、水と緑が一体となった親水性⁹³⁾の高い空間として整備を進めていきます。

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、国や県、関係市などと協力して自然環境を保全するとともに、東日本大震災からの復旧の状況を考慮しながら、市民が集い、環境を学ぶ場として活用を推進します。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
水辺・三番瀬に関する講座・イベントの参加者数	基準年（平成24年度）の数値より増	171人

⁹³⁾ 親水性：河川などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる自然環境。親水性には「水辺に直接ふれられる」「より身近に親しめる」「良好な視認性」などの意味を含む。

【市の取り組み】

①豊かな水辺環境の創造

ア) 水辺環境の整備

- 関係機関と協議を行いながら、防災機能、自然環境、親水性に配慮した「水際線整備構想⁹⁴⁾」に沿って、水辺空間の活用に取り組みます。
- 景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川などにおいて市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間の整備を進めます。
- 境川におけるプレジャーボートの不法係留対策を含む浦安漁港の秩序ある環境づくりを進めます。

イ) 海域の環境改善

- 東京湾奥部の水質・底質の改善を図り、生物生息場として機能する海域を創造することを目的に、国が千鳥地区において行った「東京湾奥部海域環境創造事業⁹⁵⁾」の環境影響の把握をはじめ、関係機関と調整を図りながら海域の環境改善に努めます。

②三番瀬の保全と活用

ア) 三番瀬の保全

- 第二東京湾岸道路の整備の方向性や今後の市の三番瀬活用の方向性と整合を図りながら、三番瀬の「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）⁹⁶⁾」登録を関係機関と連携して促進していきます。
- 「県三番瀬再生計画⁹⁷⁾」との整合を図りつつ、国、関係市、その他関係機関などの役割分担を明確にし、相互に連携を図りながら、三番瀬に関する施策や事業を推進します。

イ) 三番瀬の活用

- 市民が三番瀬を利用しやすくするための環境づくりについて、関係機関と連携して検討します。
- 市民活動団体が行う自然観察会や水辺の清掃活動など、市民が行う水辺の保全活動を支援します。

⁹⁴⁾ 水際線整備構想：三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市である特徴を生かし、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じることができるような整備・活用の方向性を定めた本市の構想。構想の実現を図るために、海岸・河川管理者などの関係機関との協議・調整を進めるとともに、市民や民間事業者などの活力を生かしながら、協働で取り組みを進めている。平成22年3月策定。

⁹⁵⁾ 東京湾奥部海域環境創造事業：東京湾口航路（中ノ瀬航路）の浚渫（しゅんせつ）により発生する土砂を海域環境創造に有効に活用し、覆砂などにより、東京湾奥部の海域環境の保全・再生および創造を目的とした事業。

⁹⁶⁾ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）：国際的に重要な湿地および水鳥など湿地特有の動植物の保全と賢明な利用を図るため、昭和46年に採択、昭和50年に発効した条約。日本は昭和55年に加入した。各国が条約で定められた国際的な基準に従って湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。

⁹⁷⁾ 三番瀬再生計画：三番瀬再生検討会議より提出された三番瀬再生計画案をできる限り尊重しながら、三番瀬再生に関する施策の方向性を示すため、千葉県が策定した計画。三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針、構すべき施策や推進方法を定めた基本計画と、基本計画で定める目標の実現に向けた事業計画からなる。

ウ) 三番瀬の自然と住環境が共存するまちづくり

- 三番瀬側の住宅地などの開発にあたっては、事業者に対し、護岸沿いの緑地整備など景観計画に即した開発を促進します。

エ) 三番瀬の自然を活用した環境学習の推進

- 郷土博物館、学校などと連携して、三番瀬をはじめ干潟や海辺の自然環境などを学ぶ環境学習を進めます。
- 三番瀬を活用した市民の環境学習や自然体験を推進するための拠点整備について検討していきます。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察会や清掃活動に参加します。 ・ 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺に面した住宅地などの開発にあたっては、景観計画などに即した開発に努めます。 ・ 水辺を保全、活用する市や市民の取り組みに協力します。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。

(2) 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出

市民が緑の豊かさを実感でき、緑によってまちを訪れる人が魅力を感じられるまちをつくっていくため、市民の参画を得ながら、公園の整備、道路、河川、海岸および公共施設の緑化と緑の適正な維持管理、地域の緑化活動などを進め、市民や滞在者等の目に映える緑を充実させていきます。また、郷土の資産である社寺境内地に残る大木や住宅地の緑など、身近な緑を保全します。

これらの取り組みを通じて、水と緑のネットワーク⁹⁸⁾形成、生物の生息できる環境づくりに努めます。

◇参考指標【市民に親しみやすい指標】

項目	指標	平成 24 年度
都市公園面積 (㎡/人)	8.6㎡/人 (面積 137.1ha) (平成 32 年度まで)	6.5㎡/人 (面積 104.8ha)
都市公園等面積 (㎡/人)	13.1㎡/人 (面積 210.4ha) (平成 32 年度まで)	10.3㎡/人 (面積 167.5ha)
総緑地量 (ha)	348.0ha (平成 32 年度まで)	—
市域面積に対する緑地の割合	20.5% (平成 32 年度まで)	—
緑視率	<市民の目に映える緑の充実の度合いを継続的に把握するための項目>	—

*指標欄の< >は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

出典：「緑の基本計画（平成 17 年 4 月）」

【市の取り組み】

①新しい緑の創出

ア) 緑のネットワーク形成

- 主な利用者層などの特色や近隣の住民の意向などを踏まえ、地域の特性に応じた特色ある公園・緑地の整備、改修を推進します。
- 東日本大震災で噴出した大量の土砂やがれきなどを利用した盛り土に、市民や事業者などと協働で苗木を植え、育てる「浦安絆の森」の整備を推進します。
- 海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングロードとしての活用を図ります。

イ) 公共施設の緑化推進

- 道路、河川、海岸の緑化、公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と適正な維持管理を推進します。

⁹⁸⁾ 水と緑のネットワーク：公園、緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や緑地、海岸、河川などの空間を保全し、うるおいのある緑豊かな環境の創出を図ること。

ウ) 民有地の緑化推進

- 大規模な集合住宅や事業所などの開発に際しては、建物の屋上・壁面の緑化を促進するとともに、緑化協定⁹⁹ などにより、十分な緑地を確保するように協議します。
- 住宅地における生垣設置をはじめとする敷地内の緑化やみどりのカーテンの設置などの緑化を促進します。

②身近な緑の保全

- 保存樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、緑豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。

③協働による緑の育成

ア) 緑の創出・育成に関わる市民の活動支援

- 公園で清掃や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行う公園等里親制度¹⁰⁰や公共空間への花植え運動など市民主体の緑化推進活動を支援するとともに、緑化事業の推進などを幅広く展開するため、緑化におけるリーダーの育成に努めます。

イ) 市民の普及啓発

- 緑化講習会の開催や緑化に関するパンフレットの配布、植木まつりにおける苗木の配布などにより、緑化の普及・啓発を行います。
- 学校や公共施設などにおいて、市民が緑などの自然とふれあえる活動の機会の創出に努めます。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の庭やベランダなどで花や緑を育てます。 ・地域で行われる緑化活動、公園の管理などの活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の敷地や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。 ・地域で行われる緑化活動に参加・協力します。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などに植えられた花や緑を大切にします。

⁹⁹ 緑化協定：「みどりを育てる条例」および「宅地開発事業等に関する条例」に基づき工場・事業所・住宅用地等を対象として、敷地内に設置した緑地の保全や創出をするために、市・事業者による緑化協定を締結する協定。

¹⁰⁰ 公園等里親制度：地域住民や自治会・企業が「里親」となり、公園や緑道などの公共空間を管理、維持していくボランティア制度。

(3) 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり

美しい景観は文化的で豊かな生活環境や、地域への愛着と誇りを育むうえで欠かせないものです。

元町地域には漁師町の面影が残る一方で、中町地域¹⁰¹⁾・新町地域¹⁰²⁾には街路樹や庭木などの緑に彩られ、デザインされた道路や建物が多く見られます。また、東京ディズニーリゾートに代表される来訪者中心のアーバンリゾートゾーン、鉄鋼団地と流通関係で働く人が中心の工業ゾーンなど、地域ごとにさまざまな特長があります。こうした特長を生かし、市民や事業者とともに景観づくりを進めます。また、地域の景観づくりを牽引する公共施設について、周辺の景観に配慮した整備を進めます。

【市の取り組み】

①協働による景観の維持・創出

- 「景観条例¹⁰³⁾」、「景観計画」に基づき、水辺、緑などの自然環境と調和し、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進します。
- 市民と協働で都市景観の形成に取り組んでいくため、景観づくりに取り組む市民活動を支援します。

②地域の魅力を高める公共施設の整備

- 海や河川の魅力を生かした、水辺を身近に感じる景観づくり、市内の主要な道路における景観の軸にふさわしい道路整備を推進します。
- 地域の重要な景観資源である市庁舎、学校などの公共建築物や、景観に大きな影響を与える高速道路、鉄道高架などの土木工作物について、安全面に考慮しつつ、その特性を踏まえ、周辺と調和した景観づくりを関係機関と連携して進めます。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	・景観まちづくりの主役として、自らの意思で景観まちづくりに参加し、発言し、行動します。
事業者	・事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為などを展開します。
滞在者等	—

¹⁰¹⁾ 中町地域：海楽、東野、美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜二・三丁目地区の総称。

¹⁰²⁾ 新町地域：日の出、明海、高洲地区の総称。

¹⁰³⁾ 景観条例：景観計画に定める良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築などについて、事前協議や届け出の義務づけなどについて定めている条例。

基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する

施策の方向	施策	環境指標・参考指標
(1) 省エネルギー行動の推進	①市民の省エネルギー行動の促進 ②事業者の省エネルギー行動の促進 ③市役所の率先対策の推進	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・公共施設からの温室効果ガス排出量（一般事務） ・公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況 ・公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量
(2) 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進	①市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進 ②事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進 ③公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・市域全体からの温室効果ガス排出量 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や新たなクリーンエネルギービジョン策定後に追加 ・市内の太陽光発電量（定格出力の合計）
(3) 低炭素のまちづくりの推進	①エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進 ②環境に配慮した交通利用の促進	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・おさんぽバスの利用者数

(1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化の要因である温室効果ガスに占める割合の高い二酸化炭素は、日々の便利で快適な暮らしや事業活動から排出されます。その削減に向け、省エネルギーに配慮したライフスタイル、事業活動の普及を進め、日々の暮らし、事業活動における省エネルギー行動を促進します。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
公共施設からの温室効果ガス排出量（一般事務）*1	平成21年度比で平成28年度までに6%削減	13,089 t-CO ₂ （平成21年度比-9.0%）
公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況	基準年（平成24年度）の数値より増	380件
公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量	基準年（平成24年度）の数値より増	70t-CO ₂

* 1 出典：「第3次公共施設における地球温暖化対策実行計画（平成23年9月）」

【市の取り組み】

①市民の省エネルギー行動の促進

- 日常生活の中で環境に配慮すべき事項などをまとめた指針である「浦安エコファミリー¹⁰⁴」、「浦安エコチャレンジ¹⁰⁵」の活用をはじめ、市民への省資源・省エネルギー型ライフスタイルの普及啓発を図ります。
- 学校教育や生涯学習において、省エネルギー教育を推進します。
- 市民の省エネルギーに配慮した行動の促進につながる新たな仕組みづくりを検討します。

②事業者の省エネルギー行動の促進

- 事業活動における環境保全行動を促す「浦安エコカンパニー¹⁰⁶」の運用をはじめ、事業者在省エネルギーに関する情報提供、普及啓発を進め、事業者の省エネルギー行動を促進します。
- 環境に配慮した取り組みを進める事業者の表彰など、事業者の行動を促進する仕組みづくりを検討します。

③市役所の率先対策の推進

- 「公共施設における地球温暖化対策実行計画」などにより、公共施設における節水・節電などの省資源・省エネルギーの取り組みを積極的に推進します。
- 省資源・省エネルギー型製品、エコマーク¹⁰⁷商品の使用、グリーン購入¹⁰⁸を積極的に推進します。

¹⁰⁴ 浦安エコファミリー：環境を保全することの大切さを理解し、環境にやさしい行動を進める家族のこと。また、環境家計簿を活用して、家庭における環境にやさしい行動の効果を点検・評価し、行動を見直すことを促す仕組みを指す。

¹⁰⁵ 浦安エコチャレンジ：子どもたちによる環境に配慮した行動を促進するため、小学生を対象にまとめた環境配慮指針。「エネルギーをうまく使おう」「ものを大切に使おう」「身近な自然を知ろう」「住みやすいまちにしよう」の4つのテーマごとに、チャレンジしてほしい行動メニューやワークシートなどをまとめた冊子として発行している。

¹⁰⁶ 浦安エコカンパニー：本市における地球温暖化対策の一つとして、市内の事業者が事業活動において主体的に環境保全行動に取り組むための仕組みを制度化したもの。事業者は、1年目に環境保全行動に取り組むことを宣言し、宣言した項目を中心に環境保全行動を実践する。2年目以降も引き続き行動を継続する事業者を市が「浦安エコカンパニー」として認定、公表する。

¹⁰⁷ エコマーク：環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。ISOの規格（ISO14024）に則った日本唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境によりよい商品を選択するときの基準となるよう導入され、平成2年2月にスタートした。

¹⁰⁸ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできる省エネ対策に取り組み、省エネ型のライフスタイルを実践します。 例) 冷暖房温度の設定を控え目にする お風呂は続けて入る、シャワーを流したままにしない 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない、開閉を減らす など ・打ち水、みどりのカーテン、よしずの活用など、涼を楽しむ工夫を取り入れ、空調に頼りすぎない暮らしに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の事業活動において、省エネルギーなどの環境配慮を徹底します。 例) 冷暖房温度の設定を控え目にし、空調を適切に運転する クールビズやウォームビズを励行する 照明を使用していない時間帯、場所は、できるだけ消灯する 節水に努める など ・従業員に対する省エネルギー教育に努めます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の施設で取り組まれている節電・節水、省資源に協力します。

(2) 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進

温室効果ガスの排出削減には、建物・設備の環境性能を高め、エネルギー使用量を削減することも必要です。そのため、住宅・設備の環境性能向上の促進や大規模建造物などに対する省エネ性能確保の誘導などを進めます。

また、温室効果ガスの排出削減につながるだけでなく、災害時に電力供給が途絶えた際のエネルギー供給にも役立つ太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー等の導入を促進します。

◇参考指標【市民に親しみやすい指標】

項目	指標	平成24年度
市域全体からの温室効果ガス排出量 [*]	基準年の数値より減	—
市内の太陽光発電量 (定格出力の合計)	<市内の再生可能エネルギー普及状況を継続的に把握するための項目>	—

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）¹⁰⁹ や新たなクリーンエネルギービジョン策定後に参考指標に追加

* 指標欄の< >は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

¹⁰⁹ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条第2項で規定された「地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める」ための計画。

【市の取り組み】

①市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 住宅における太陽光発電、HEMS¹¹⁰などの省エネルギー・創エネルギー¹¹¹機器設置への補助、情報提供などにより、環境への負荷を低減し、エネルギーの有効利用を促進します。
- 住宅における電気自動車等普通充電設備設置への補助により、環境への負荷低減を促進します。
- 家庭における雨水利用の導入を促進します。

②事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 事業所における電気自動車等普通充電設備設置への補助により、環境への負荷低減を促進します。
- 事業者による省エネルギー化・再生可能エネルギー等導入に対する支援制度（省エネルギー診断、融資制度など）に関する情報を提供することなどにより、事業所におけるエネルギーの有効利用を促進します。
- 温室効果ガス削減に関わる各種制度（グリーンエネルギー証書¹¹²、J-クレジット制度¹¹³など）などに関する情報を提供することなどにより、事業所における温室効果ガス排出削減を促進します。
- 事業所における雨水利用の導入を促進します。

③公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

- 学校を含む公共施設において、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入、照明などの設備の省エネルギー化、エネルギーマネジメントシステムの導入などを推進します。
- 公共施設の大規模修繕などに合わせて省エネルギー化、再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- 公用車に、低公害車はもとより環境に配慮したクリーンエネルギー自動車¹¹⁴（電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車¹¹⁵など）の導入を推進するとともに、電気自動車充電設備などの設置を進めます。

¹¹⁰ HEMS：家庭用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略称。住宅内のエネルギー使用状況を見える化するとともに、住宅に設置されたエアコンや給湯器、照明などと、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、電気を蓄える蓄電池やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車などをつないで最適なエネルギー管理を行い、省エネルギーを実現するもの。

¹¹¹ 創エネルギー：自然エネルギーを利用してクリーンなエネルギーをつくること、あるいはエネルギー源の多様化・分散化に寄与することで環境、エネルギー供給システムに貢献するという考え方。

¹¹² グリーンエネルギー証書：再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気、熱を持つ「環境価値」を「証書」化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を支援する仕組み。

¹¹³ J-クレジット制度：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VET）制度が発展的に統合した制度で、国により運営される。

¹¹⁴ クリーンエネルギー自動車：ガソリンに比べて二酸化炭素や排出ガスが少ないエネルギーを利用している自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、LPガス自動車などがある。

¹¹⁵ プラグインハイブリッド自動車：外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。

- LED化などにより街路灯の省エネルギー化を推進します。
- ごみ焼却施設での発電事業など、余熱利用を進めます。
- 主にグリーンエネルギー¹¹⁶⁾を供給している新電力(PPS・特定規模電気事業者)¹¹⁷⁾からの電力購入を進めます。
- 公共施設における雨水利用を推進します。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家電の買い替え、古くなった給湯設備の更新などの際は、省エネルギー型の機器を選ぶことを心がけます。 ・住宅の新築や増改築の際には、建物の省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・古くなった設備を新しく更新するタイミングなどをうまく利用して、より高効率の設備の導入に努めます。 例) 高効率照明器具を採用する 窓用省エネフィルム¹¹⁸⁾を採用する モーターの出力を制御するインバータ¹¹⁹⁾を採用する 潜熱回収ボイラー¹²⁰⁾を採用する など ・建物全体の築・改修時、あるいは部分的な改装などの機会を捉えて、高効率機器、新エネルギー導入などに努めます。 例) 高効率ヒートポンプ、全熱交換器¹²¹⁾、外気冷房システムなどの空調設備を導入する 太陽光発電システム、太陽熱利用設備などを利用する 太陽熱を空調や給湯に活用するパッシブソーラー¹²²⁾に配慮した設計とする など
滞在者等	—

¹¹⁶⁾ グリーンエネルギー：風力、太陽光、水力、地熱、バイオマスなど自然の力を利用したエネルギー。グリーンエネルギーによって発電された電力は、二酸化炭素の排出がほとんどなく、海外からの資源に頼らず発電できるという2つの大きな利点を併せ持っている。

¹¹⁷⁾ 新電力(PPS・特定規模電気事業者)：契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者。いわゆる小売自由化部門への新規参入者(PPS)。

¹¹⁸⁾ 窓用省エネフィルム：建築物の窓ガラスに貼付するフィルム。日差しや紫外線を遮蔽して冷房効率を高めると同時に、暖房時には室内からの熱流出を減らすことが可能で、年間を通しての省エネ効果を有する。

¹¹⁹⁾ インバータ：電力の周波数を変えることでモーターの回転数を制御する装置で、エレベーターをはじめ、家庭用エアコンや冷蔵庫にも用いられる技術である。モーターの回転数をきめこまやかに制御できるため、省エネルギーに効果を発揮する。

¹²⁰⁾ 潜熱回収ボイラー：燃焼ガスに含まれる水蒸気の潜熱も利用することで、大幅な熱効率の向上を図るボイラー。

¹²¹⁾ 全熱交換器：屋外に排気する冷房・暖房空気の熱エネルギーを再利用するもので、省エネルギー設備として非常に有効な設備。

¹²²⁾ パッシブソーラー：環境配慮型住宅(エコハウス)の技術のひとつ。太陽エネルギーを利用する際に、動力などを使って機械的に取り込んでいくシステムを「アクティブソーラーシステム(Active Solar System)」と、そうでないものを「パッシブソーラーシステム(Passive Solar System)」と呼ぶ。パッシブソーラーシステムの要素には、通気性や自然換気を利用するパッシブクーリングと、南面などから太陽光を取り込み、ガラスの温室効果と断熱効果によって暖かさを確保するパッシブヒーティングの2つがある。

(3) 低炭素のまちづくりの推進

低炭素社会の形成に向けては、省エネルギー行動や個々の建物における対策に加え、地域のエネルギーマネジメントや交通分野を対象とした対策が重要です。

そのために、市民・事業者・行政などが連携した効率的なエネルギー利用システムの構築について検討を進めるとともに、交通分野からの温室効果ガス排出量削減を図るため、交通の円滑化や徒歩、自転車、公共交通の利用促進を進めます。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
おさんぽバス ¹²³⁾ の利用者数	<公共交通の利用状況を継続的に把握するための項目>	1,330,616人

*指標欄の< >は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

【市の取り組み】

①エネルギーの効率的な利用と地産地消¹²⁴⁾の促進

- 再生可能エネルギー等の新たな活用方策を研究・検討します。
- 個々の建物のエネルギーマネジメントシステムの導入を普及・促進します。
- 地域電力の効率的利用、建物間熱融通¹²⁵⁾、地域冷暖房システム¹²⁶⁾など、地域のエネルギーマネジメントシステム、エネルギーの地産地消モデルの構築に向けた検討を進めます。
- 身近なところから低炭素のまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が協働で取り組む仕組みを検討します。

②環境に配慮した交通利用の促進

- 通勤・通学、買い物などの日常生活での移動に際して、マイカー利用を控えた徒歩や自転車、公共交通の利用を促進します。
- 徒歩や自転車で、安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実を図ります。

¹²³ おさんぽバス：バス交通の空白・不便地域における高齢者や主婦などの移動手段を確保することを目的に市が運行するコミュニティバス。

¹²⁴ エネルギーの地産地消：地産地消は、農業分野において地域の産品を地域で消費することを指す言葉として使われ始めた用語である。エネルギーの地産地消は、東日本大震災後、省エネルギーや再生可能エネルギーへの注目が高まる中で使われることが多くなった言葉で、再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源の最適な組み合わせを考え、地域でつくったエネルギーを地域内で消費するという考え方を表す。

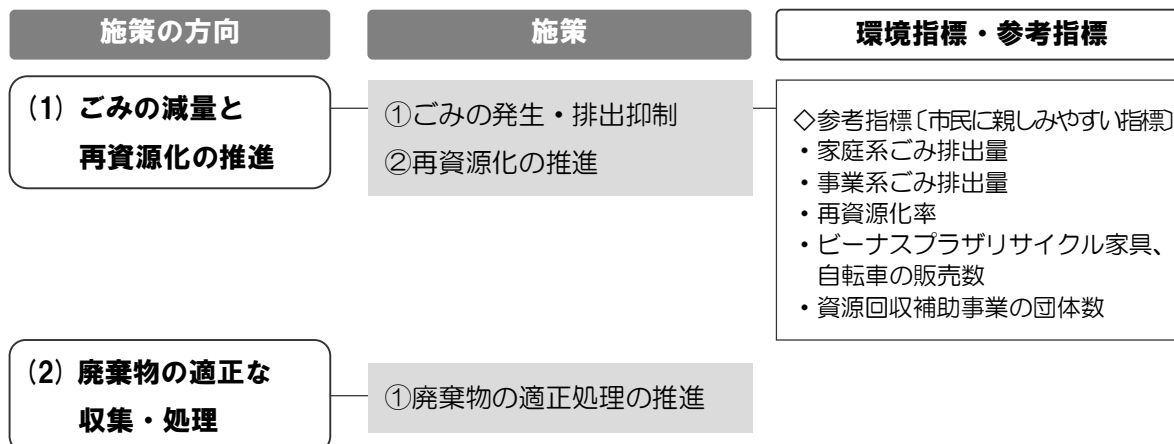
¹²⁵ 建物間熱融通：建物間熱融通とは、近接する建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通すること。冷暖房の総合的な効率や設備容量の縮小により、省エネ・省CO₂やコスト削減効果が期待できる。

¹²⁶ 地域冷暖房システム：一定地域の複数の建物に、1～数箇所の熱発生所（プラント）から、冷水、蒸気、温水などの熱媒を配管を通じて複数の建築物に供給し、冷房、暖房、給湯などを行うシステム。省エネルギーに貢献することに加え、近年では都市防災の観点から、病院、学校、官公庁などの拠点に対する安定的なエネルギー供給、非常用水の確保の役割も期待されている。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ HEMS の導入などに努め、低炭素のまちづくりに協力します。・ 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、自転車の利用、徒歩を選択して、マイカーの使用を抑制します。(再掲)・ 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。(再掲)
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 建物間熱融通、地域冷暖房システムなど、地域のエネルギーマネジメントシステム構築に向けた取り組みや、低炭素のまちづくりに協力します。・ 低公害車の導入に積極的に努めます。(再掲)・ 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。(再掲)
滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけます。

基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する



(1) ごみの減量と再資源化の推進

ごみの最終処分場を県外の施設に依存していることや、今後の発展を考慮すると、家庭や事業所から排出されるごみの減量対策、再資源化に向けたさらなる取り組みが必要です。

そのため、「ビーナス計画」によりごみの減量・再資源化などに関する情報提供や啓発を推進し、ごみの発生・排出抑制（リフューズ、リデュース）、資源の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4R¹²⁷を市民、事業者などと協力して進めます。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目		指標	平成24年度
家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量原単位（g/人・日）	563.2g/人・日（平成32年度まで） 〔基準年度（平成23年）から63g削減〕	607g/人・日
事業系ごみ排出量	事業系ごみ総排出量（t）	21,476t（平成32年度まで） 〔基準年度（平成23年）から6%削減〕	23,948t
再資源化率（%）		23%（平成32年度まで） 〔基準年度（平成23年）から3ポイント向上〕	18.1%
ビーナスプラザリサイクル家具、自転車の販売数		＜市民によるごみの減量・再資源化の取組状況を継続的に把握するための項目＞	759点
資源回収補助事業の団体数			125団体

※再資源化率＝再資源化量÷ごみ排出量（集団資源回収量を含む）×100

*指標欄の＜＞は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

出典：「一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）」

¹²⁷ 4R：ごみの発生・排出抑制（Refuse/リフューズ/断る、Reduce/リデュース/少なくする）、資源の再使用（Reuse/リユース/再使用する）、再生利用（Recycle/リサイクル/再生利用する）の頭文字の4つのR。

【市の取り組み】

①ごみの発生・排出抑制

ア)「ビーナス計画」による普及啓発の推進

- 「ビーナスニュース」の発行、市ホームページなどによる情報提供などにより、市民・事業者には4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進を啓発します。
- 「出前ビーナス¹²⁸⁾」、講演会、セミナーなどの実施により、ごみの減量・再資源化、4Rに対する市民・事業者の普及啓発を図ります。
- 各自治会から選出する廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）との協働、活動事例の紹介などにより、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発します。
- ビーナスプラザなどにおいて、市民がいろいろなリサイクル活動を体験できる場をつくり、市民によるリサイクル活動の充実を図ります。

イ) ごみの減量化

- 買物袋の持参、「エコショップ¹²⁹⁾」におけるレジ袋削減活動を促進し、レジ袋などの包装廃棄物の減量を図ります。
- ごみ減量の観点から、生ごみ処理容器等購入費補助金制度を実施し、家庭における生ごみ自家処理の促進を図ります。
- 「イベントごみ減量ガイドライン¹³⁰⁾」に則り、使い捨て容器の削減、リユース食器の利用などによりイベントから発生する大量のごみの減量に努めます。

②再資源化の推進

ア) 分別収集・資源回収の推進

- 紙類・びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。
- 公共施設において実施している、飲料用紙パック、白色発泡トレイ、不用はがき、紙製容器包装などの拠点回収を推進します。
- 資源の有効利用とごみの減量・再資源化を図るため、市民参加による集団資源回収を推進、拡充します。

イ) 再資源化の推進

- クリーンセンターにおいて、分別収集した資源物、燃やせないごみ、粗大ごみの中から有価物を回収し、再資源化を推進します。
- ごみの再資源化をさらに進めるため、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集、生ごみの再資源化などの検討、調査・研究を進めます。

¹²⁸ 出前ビーナス：市民のごみ減量・再資源化に対する意識啓発を目的に、市職員が市民の集まりに出かけて、ごみ減量・再資源化に関する話をし、普及・啓発を図る事業。

¹²⁹ エコショップ：ごみ減量・再資源化などに取り組んでいる小売販売店を「エコショップ」として市が認定している。その取り組みを広く市民に周知することで「エコショップ」を支援、奨励している。

¹³⁰ イベントごみ減量ガイドライン：イベントごみの減量と適正な出し方を推進するため、会場内で飲食物を扱うイベントを対象にしたガイドラインのこと。

○図書館などでのリサイクル本の配布など再使用化を進めるとともに、給食残滓（ざんし）のリサイクルなど、市の事業から発生するごみの再資源化を進めます。

ウ) 緑のリサイクルの推進

○街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯葉などをチップ化し、たい肥や舗装材などとして再利用します。

エ) リサイクル資材・再生品などの利用促進

○公共建築物の改修や解体工事などにおける建設廃材の再利用化および新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を図ります。

○エコマーク商品およびグリーン購入など、環境に配慮した商品の選択・再生品の利用拡大に向けた啓発を推進します。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まないように、日常生活において心がけ、行動します。・ 生ごみの水切りなどにより生ごみを減量します。・ 買い物袋を持参します。・ 分別回収、集団資源回収、拠点回収に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 社員の意識啓発、環境リーダーの設置などにより、事業所におけるごみの減量・再資源化に取り組みます。・ 商品の量り売り、詰め替え容器の普及など、ごみとなるものを作らない、売らないことを心がけ、実践します。・ 「イベントごみ減量ガイドライン」に則り、イベントから発生するごみの減量に努めます。・ さまざまなりサイクル法を踏まえ、自己処理責任に基づく再資源化に取り組みます。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別を守ります。

(2) 廃棄物の適正な収集・処理

廃棄物処理に伴う環境負荷を低減していくため、事業系ごみの減量・再資源化の促進、ごみ焼却施設の適正な維持管理などを進めます。

【市の取り組み】

①廃棄物の適正処理の推進

ア) 事業系ごみの減量・再資源化の促進

- 事業者のごみ減量・再資源化に関するマニュアル作成、食品リサイクル法を踏まえた食品関連事業者への食品廃棄物の堆肥化・飼料化の推進など、事業系ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進します。
- 多量にごみを排出する事業者に対する減量計画書の提出、履行の指導を継続、拡充し、事業系のごみ減量の促進・分別指導の徹底を図ります。
- 事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルの促進に取り組みます。

イ) 産業廃棄物¹³¹⁾ 対策

- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）¹³²⁾」に基づき、建設資材のリサイクルの促進に向け、工事発注者に対して普及啓発を図ります。
- 公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。

ウ) 廃棄物の適正処理

- ごみ焼却施設において、環境汚染物質の測定調査を行い、調査結果の公表を行います。
- 安全性が確認された焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入について調査・研究を進めます。
- クリーンセンターにおいて「廃棄物処理施設中長期整備計画¹³³⁾」に則り、廃棄物処理施設の整備に関する諸施策を円滑に推進します。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	—
事業者	・関係する法令などを遵守し、事業活動に伴い発生するごみを適正に処理します。
滞在者等	—

¹³¹ 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。

¹³² 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）：一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材などの特定建設資材を分別解体などにより現場で分別し、再資源化などを行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するための法律。

¹³³ 廃棄物処理施設中長期整備計画：廃棄物処理施設の老朽化に伴う大規模補修工事や次期廃棄物処理施設建設に至るまでの中長期にわたる基本的な施設整備計画を検討し、廃棄物処理施設の整備に関する諸施策を円滑に推進するために平成16年9月に策定した計画。

基本方針5 協働して環境保全に取り組む

施策の方向	施策	環境指標・参考指標
(1) 環境を大切に する人づくり	①環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進 ②環境学習の場と機会の創出 ③歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・環境学習アドバイザー派遣回数 ・環境学習アドバイザー登録数 ・出前講座等への職員の派遣回数 ・出前ピーナスの開催数 ・公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数 ・市民大学（環境講座）受講者数
(2) 協働による 環境保全行動の 推進	①各主体の環境保全行動の推進 ②市の行動推進	◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕 ・「浦安エコファミリー」活用の出前講座開催数 ・「浦安エコカンパニー」の宣言数・認定数 ・「エコショップ」の認定数 ・環境保全にかかわるNPO法人などの数 ・環境フェアの参加者数 ・環境フェアの出展数 ・クルンちゃん・グルンさまの出動回数

(1) 環境を大切に する人づくり

持続可能な社会の形成に向けて、市民や事業者の一人ひとりが、身近な地域から地球環境まで広く環境問題について関心と理解を深め、具体的な環境保全行動を起こすことが必要です。

「環境学習基本方針¹³⁴⁾」に示した環境学習推進の基本的な視点と取り組みに沿って、環境学習関連施設、関係団体などと連携して、本市の自然や歴史・文化を生かして市民への環境情報の提供、環境教育・環境学習の場や機会の提供などを推進します。それらの取り組みを通じて、環境問題を理解し、命や自然を大切に
する心を育み、自ら考えて環境を守るために行動する人づくりを進めます。

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目	指標	平成24年度
環境学習アドバイザー ¹³⁵⁾ 派遣回数	基準年（平成24年度）の数値より増	45回
環境学習アドバイザー登録数	基準年（平成24年度）の数値より増	8人
出前講座などへの職員の派遣回数	基準年（平成24年度）の数値より増	65回
出前ピーナスの開催数	基準年（平成24年度）の数値より増	41回
公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数	基準年（平成24年度）の数値より増	520人
市民大学（環境講座）受講者数	基準年（平成24年度）の数値より増	10人（累計24人）

¹³⁴⁾ 環境学習基本方針：家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方と方向性を示すもの。平成22年3月策定。

¹³⁵⁾ 環境学習アドバイザー：地域団体や学校などが実施する研修会などで、講義や体験学習を行う派遣講師のこと。環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する制度。

【市の取り組み】

①環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

ア) 環境情報、環境教育・環境学習に関する情報の提供

- 広報うらやすなどの広報媒体やインターネット、環境関連の啓発冊子、出前講座、環境フェアなどのイベントなどを通して、市民・事業者・滞在者等に広く環境情報を提供し、環境教育・環境学習に関する啓発活動を行います。

イ) 環境教育・環境学習の推進

- 関係機関と連携し、環境教育・環境学習教材の整備・活用を進めます。
- 小中学校、幼稚園、保育園において、身近な環境資源や地域との関わりを活用しながら、環境学習、環境活動を進めます。
- 「ビーナズ計画」に沿って、ごみの減量・再資源化について市民の意識啓発および環境学習を進めます。
→基本方針4(1)ごみの減量と再資源化の推進 ①ごみの発生・排出抑制 参照
- 子どもたちの地域での環境活動の支援に向けて、こどもエコクラブ¹³⁶⁾制度の活用を進めます。
- 環境活動団体、企業などが行う環境教育・環境学習への支援を行います。

ウ) 人材の発掘・育成・活用

- 豊富な知識と経験をもつ人材を発掘・育成し、環境学習アドバイザーとして環境学習の場で活用を進めます。
- まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を身につけ、市民自らが地域貢献する協働の担い手として、活躍するための学びの場である「うらやす市民大学」において、環境分野の人材育成を進めます。

②環境学習の場と機会の創出

- ビーナズプラザや郷土博物館、公民館、図書館など市の環境学習関連施設との連携を図りながら、海、川、緑、歴史・文化施設などにおいて、環境学習の機会の創出を図ります。
- 森林の持つ機能や、自然に対する理解、環境に対する意識を高めるため、「浦安市民の森¹³⁷⁾」などを活用して森林整備や森林体験などを進めます。
- 三番瀬を活用した環境学習を進めます。
→基本方針2(1)身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 ②三番瀬の保全と活用 参照

¹³⁶ こどもエコクラブ：地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する取り組み。「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」の理念のもと、地域社会の大人たちや地方自治体、企業・団体など幅広い関係者の支援をうけ、環境に興味がある子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的な環境保全活動・環境学習に取り組んでいる。平成22年度までは環境省事業として行われ、平成23年度以降は公益財団法人日本環境協会が事業を引き継いだ。

¹³⁷ 浦安市民の森：流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共通財産として、市民の森林整備や森林体験などを通して、自然に対する理解や環境に対する意識を高めるため、群馬県高崎市倉渕町(旧：倉渕村)に平成18年に設置した。住民間の交流や、林間学校などの森林体験活動に活用している。

③歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

ア) 歴史的・文化的資源を生かす体験・観察の場の創出

- 境川乗船体験や野鳥観察会などの野外学習活動や、自然・歴史・文化などの展示・講座などを行い、自然・歴史・文化に対する理解を促進します。
- 海苔養殖など、かつて浦安で行われていた漁業の営みを再現することにより、これらを用いた体験学習を推進します。
- 学校と連携して、総合的な学習の時間などの学校教育の一環として、子どもたちの体験学習を推進するとともに、郷土博物館と学校が連携して、カリキュラムの検討、教材の作成・活用を推進します。

イ) ボランティア、環境活動団体等との連携

- 伝統の継承、後継者の育成に向け、郷土博物館の運営を支えるボランティア団体や各保存会の活動を支援し、連携を図ります。
- 境川乗船体験や野鳥観察会などの野外学習活動や、自然・歴史・文化などの展示・講座などにおける環境活動団体などとの連携を推進します。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none">・身近な自然とのふれあいや日常の暮らし、市の広報やインターネット、環境フェアへの参加などを通じて、身近な環境を知り、大切にすることをはぐくみます。・郷土博物館や公民館などで行われる各種講座などに参加し、環境について学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員に環境問題の認識を深めるための環境教育を実施します。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・自然観察や歴史・文化の体験などの環境学習に参加します。

(2) 協働による環境保全行動の推進

共同清掃、三番瀬の清掃などの保全活動、地域の緑化活動など、自主的な市民活動への支援などにより、市民や事業者、市民活動団体などの主体的な環境保全行動を推進します。

また、望ましい環境像の実現に向け、市が自ら率先して行動することを第一とし、環境マネジメントシステム¹³⁸⁾により事務事業における環境配慮に取り組むとともに、市民、事業者との協働による環境保全行動を進めます。

◇参考指標【市民に親しみやすい指標】

項目	指標	平成24年度
「浦安エコファミリー」活用 の出前講座開催数	基準年（平成24年度）の数値より増	1回
「浦安エコカンパニー」の宣言 数・認定数	基準年（平成24年度）の数値より増	宣言：29事業者 認定：7事業者
「エコショップ」の認定数	基準年（平成24年度）の数値より増	9店舗
環境保全にかかわるNPO法人 などの数	基準年（平成24年度）の数値より増	37
環境フェアの参加者数	＜環境保全行動への参加の状況を継続 的に把握するための項目＞	5,727人
環境フェアの出展数		18団体
クルンちゃん・グルンさまの出 動回数		27回

*指標欄の＜＞は目標を設定せずデータの推移を把握する項目

【市の取り組み】

①各主体の環境保全行動の推進

ア) 市民の自主的行動の促進と活動支援

○市民活動センターなどの関係機関と連携して、緑や水辺、三番瀬の保全と活用、地球温暖化防止、リサイクルなど、環境の保全に取り組む団体の活動を支援します。

○共同清掃、飼い主のいない猫（地域猫）との共生など、市民と協力して、まちの美化・環境衛生対策を推進します。

→基本方針1(3) 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保 ②まちの美化・環境衛生対策の充実 参照

○川や三番瀬をきれいにする市民活動を支援します。

→基本方針1(2) 海と川の水質改善 ①河川の水質改善の充実 参照

→基本方針2(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出 ②三番瀬の保全と活用 参照

○公園の清掃や花植えを行う里親制度、公共空間への花植え運動など、市民の緑化推進活動を支援します。

→基本方針2(2) 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出 ③協働による緑の育成 参照

¹³⁸⁾ 環境マネジメントシステム：事業者などが環境に関する方針を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制、手続き。国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management-and Atuditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。

○「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」の活用などにより、市民の省エネルギー行動を促進します。

→基本方針3(1) 省エネルギー行動の推進 ①市民の省エネルギー行動の促進 参照

○廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）との協働、集団資源回収の支援など、ごみの分別収集・再資源化に関わる市民の活動を支援します。

→基本方針4(1) ごみの減量と再資源化の推進 ①ごみの発生・排出抑制、②再資源化の推進 参照

イ) 事業者の行動促進

○事業者の環境配慮行動を促進し、事業者と連携して環境の保全を進めるため、事業者との環境保全協定¹³⁹⁾について周知を進め、協定の締結を推進します。

○新たな開発事業などを行う事業者に、環境に配慮した取り組みの実施を促していくため、「環境配慮指針ー市公共施設計画施工編」を示し、事業者が自ら環境配慮指針などを策定することなどを求めています。

○事業者による関係法令などの遵守徹底、環境に配慮した事業活動の促進を図るため、情報提供、啓発を推進します。

→基本方針1(1) 大気環境改善、(2) 海と川の水質改善、(3) 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保 参照

→基本方針3(1) 省エネルギー行動の推進 ②事業者の省エネルギー行動の促進 参照

→基本方針4(2) 廃棄物の適正な収集・処理 参照

ウ) 滞在者等への情報発信

○滞在者等の行動を促進していくため、環境の保全に向け滞在者等が協力できる取り組みの情報発信を進めます。

②市の行動推進

○市の率先行動として、職員を対象として環境に関わる教育研修を行い、環境意識を高めます。

○「環境配慮指針ー市の事務事業編・公共施設の運用編ー¹⁴⁰⁾」、「公共施設における地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー、省資源・リサイクル、地球温暖化対策など環境に配慮した事業、市施設の整備・管理を市全体で推進します。

¹³⁹⁾ 環境保全協定：「環境基本条例」に基づき、環境に与える負荷が大きいと思われる市内の事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者による自主的な取り組みを推進する制度。

¹⁴⁰⁾ 環境配慮指針ー市の事務事業編・公共施設の運用編ー：環境基本計画に基づいて、市民・事業者・市などが日常生活や事業活動において、環境に配慮すべき事項を示した指針のうち、市の事務事業と、市が行うすべての公共施設の運用において、地球温暖化防止・資源循環に係る職員などの積極的な配慮を促し、環境負荷の低減に寄与するとともに、市の率先的な配慮実践を通じて市民・事業者の意識向上を図るために策定したものの。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域で実施している美化活動、緑化活動、集団回収などに積極的に参加します。 ・環境の保全に取り組む団体の活動に参加、協力するなど、自ら主体的に取り組めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域で実施している美化活動、緑化活動などに積極的に参加・協力します。 ・事業に関連した最新の法規制などの変化に対応する手順・体制を整えます。 ・環境マネジメントシステムを導入する、環境活動を担当する者や組織を明確化するなど、組織として環境活動に取り組む体制を整備し、活動を実践します。 ・市が進める事業をPRするなど、市が実施する環境施策に協力します。
滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域で実施している環境保全活動に協力します。

第4章 重点プロジェクト

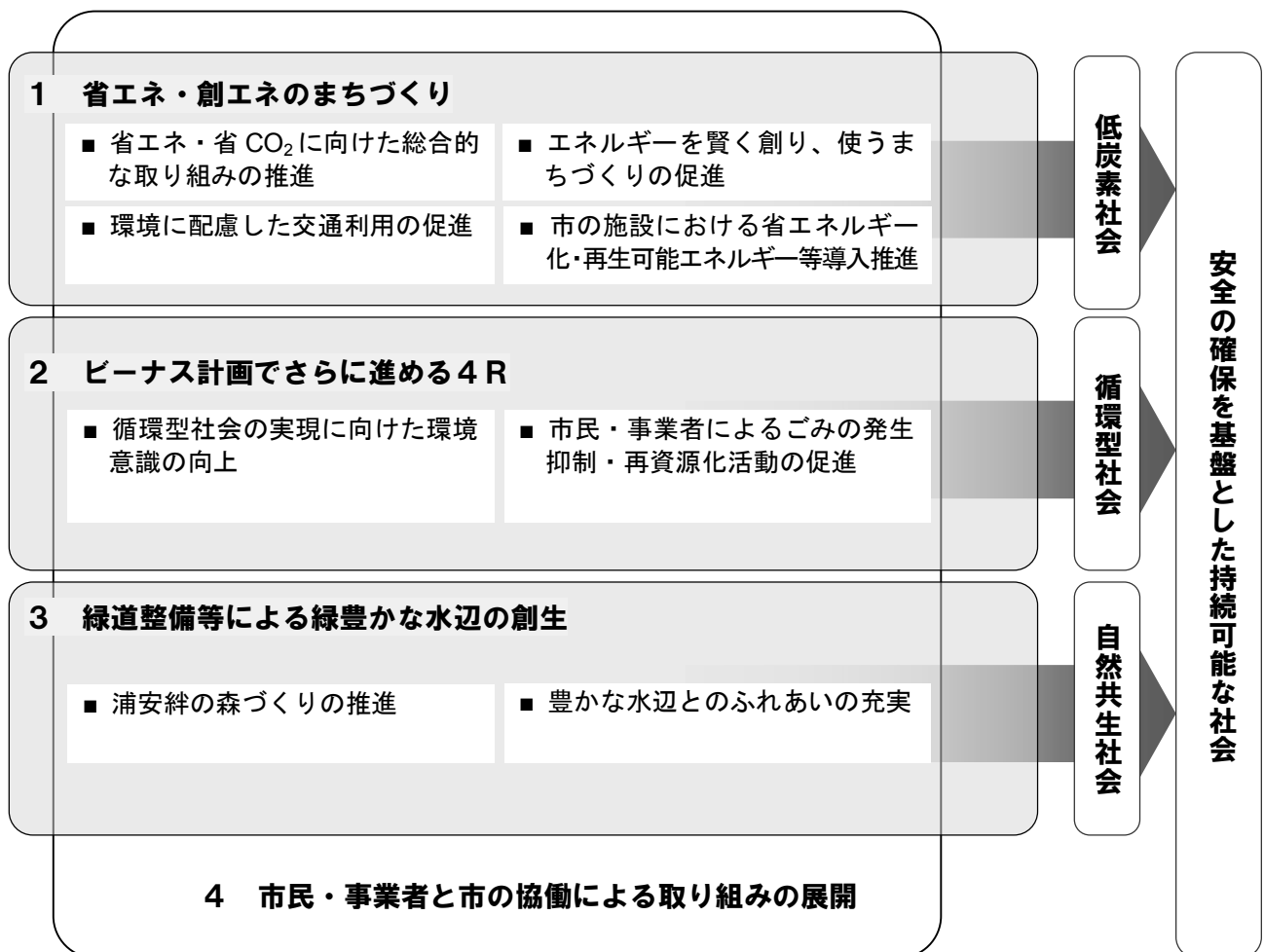
重点プロジェクトは、本市を取り巻く近年のさまざまな環境問題、社会情勢を踏まえつつ、望ましい環境像の実現に向け、第2次環境基本計画の計画期間に重点的に進める取り組みを示すものです。

第2次環境基本計画では、国が掲げる、安全の確保を基盤とした持続可能な社会の姿の柱である「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会¹⁴¹⁾」の実現に向け、市の環境特性を踏まえた取り組みを進めると同時に、東日本大震災からの復興に合わせて環境と共生した魅力あるまちを実現していくことをめざし、次の3つを重点プロジェクトとして位置づけます。

- プロジェクト1** 省エネ・創エネのまちづくり ⇒低炭素社会の形成
- プロジェクト2** ビーナズ計画でさらに進める4R ⇒循環型社会の実現
- プロジェクト3** 緑道整備等による緑豊かな水辺の創生 ⇒自然共生社会の実現

さらに、各プロジェクトを推進するための共通の視点として

- プロジェクト4** 市民・事業者と市の協働による取り組みの展開
- を位置づけ、3者が一体となってプロジェクトを進めます。



¹⁴¹ 自然共生社会：人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また、さまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

プロジェクト1 省エネ・創エネのまちづくり

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑え、低炭素社会を形成していくために、節電をはじめとする省エネルギー、再生可能エネルギー等の導入を積極的に進めていくことが求められています。特に再生可能エネルギー等の導入は、東日本大震災を契機として、緊急時のエネルギー供給という観点からも、その重要性が広く認識されるようになりました。

必要以上にエネルギーを使わない「省エネ」と、低炭素で非常時にも役立つ再生可能エネルギー等の導入を進める「創エネ」を家庭や事業所に広く呼びかけ、市民や事業者と協働で、環境への負荷が小さく、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■省エネ・省CO₂に向けた総合的な取り組みの推進

「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」、「浦安エコカンパニー」を普及し、家庭や事業所における環境配慮行動を総合的に推進します。

また、市民・事業者・滞在者等と市が協働して、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを計画的に進めていくため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

取り組み	「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」の推進 「浦安エコカンパニー」の推進 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定
------	---

■エネルギーを賢く創り、使うまちづくりの促進

省エネルギーと創エネルギーを組み合わせ、環境負荷を減らしながら安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、家庭や事業所におけるエネルギー利用の最適化を支えるマネジメントシステム（HEMS、BEMS¹⁴²⁾、MEMS¹⁴³⁾、CEMS¹⁴⁴⁾など）の普及や、省エネ・創エネ設備を備え建物全体でエネルギーを最適に利用できる住宅、建物の普及を促進します。

また、グリーンエネルギーを市内で創り、使うさまざまな取り組みを進めます。

取り組み	エネルギーマネジメントシステムの導入促進 スマートハウス、スマートマンションの普及 グリーンエネルギーの活用推進
------	--

¹⁴² BEMS：ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略称。ビルなどの建物内で使用する電力使用量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能を有するエネルギー管理システム。

¹⁴³ MEMS：マンションの建物内で使用する電力消費量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能を有するエネルギー管理システム（Mansion Energy Management System）。

¹⁴⁴ CEMS：地域エネルギー管理システム（Cluster/Community Energy Management System）の略称。地域内の家庭や企業などのエネルギー需要に応じて発電および蓄電の各種設備を制御し、地域全体のエネルギー需給を最適にするシステム。

■環境に配慮した交通利用の促進

交通分野における省エネルギーを進めるため、マイカー利用から、徒歩や自転車、公共交通による移動への転換を促します。

また、温室効果ガスに占める割合の高い二酸化炭素の排出が少ないクリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の普及を促進します。

取り組み

徒歩・自転車・公共交通利用の促進

徒歩や自転車で安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実

クリーンエネルギー自動車と充電設備などのインフラ整備促進

■市の施設における省エネルギー化・再生可能エネルギー等導入推進

新市庁舎の建設にあたり、建物の環境性能を評価する CASBEE¹⁴⁵⁾ の「S ランク」取得をめざし、庁舎建設が周辺環境に与える影響に十分配慮して、太陽光発電設備や BEMS、コージェネレーションシステム¹⁴⁶⁾などを備えた環境に配慮した庁舎を整備します。

公共施設の新設や大規模改修時には、環境配慮・省エネルギー設備などの導入を積極的に進めます。

取り組み

環境配慮型市庁舎の建設

公共施設の再生可能エネルギー等導入・環境配慮・ESCO 事業¹⁴⁷⁾の推進

¹⁴⁵ CASBEE：建築環境総合性能評価システムの略称。建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮、室内の快適性や景観への配慮なども含め、建物の品質を総合的に評価する。

¹⁴⁶ コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システム。エネルギー利用効率が、火力発電などの従来の発電システムより高く、二酸化炭素の排出削減策として近年注目されている。

¹⁴⁷ ESCO 事業：民間企業である ESCO 事業者が、ビルや工場の省エネルギー改善に必要な資金調達から設計・施工、管理などのサービスを包括的に提供し、省エネルギーによる経費節減分の一部を報酬として受け取る事業。

プロジェクト2 ビーナス計画でさらに進める4R

市では、平成3年11月に「ビーナス計画」をスタートし、ごみの減量・再資源化に市民、事業者とともに取り組んできました。「ビーナス」は、「静脈」を表す VEIN の形容詞 “VENOUS” と、英語で愛と美を表す “VENUS” にかけての言葉で、社会生活の静脈部分にあたる廃棄物処理を充実させ、リサイクルを推進して資源を動脈に送り返し、ビーナスのような美しいまちを実現するという意味を持っています。そのような社会の実現に向け、ビーナス計画はつぎの4つの段階で市民参加を求めるものです。

ビーナス計画の
4つの段階的な
参加システム

- ①気持ちの参加
- ②できることへの参加
- ③システム作りへの参加
- ④システム運用への参加

この計画に基づいて、市民・事業者・行政の協働による4Rの取り組みを継続し、循環型社会の実現をめざします。

■循環型社会の実現に向けた環境意識の向上

循環型社会を実現するには、市民・事業者・行政が互いの役割分担に基づいて協力しながら取り組む必要があります。マスコットキャラクターのクルンちゃん・グルンさまの活用により、市民・事業者に向け、ごみの減量と再資源化に関する情報の提供と啓発を進めます。

取り組み

「ビーナスニュース」の発行・「出前ビーナス」・講演会・セミナーなどによる啓発

「廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）」との協働によるごみ排出ルール遵守・分別徹底の啓発

「エコショップ」認定制度の実施

■市民・事業者によるごみの発生抑制・再資源化活動の促進

ごみとなるものを家庭に持ち込まないために、また、不用物をできるだけごみとして排出しないために、レジ袋の辞退（リフューズ、リデュース）、紙類などの集団資源回収や拠点回収（リサイクル）、ビーナスプラザを利用した市民の活動（リユース、リサイクル）の充実を図るなど、ごみの発生抑制・再資源化に市民、事業者と協働で取り組みます。

取り組み

買い物袋持参運動（レジ袋削減）の強化

集団資源回収の拡充

拠点回収の拡充

ビーナスプラザの活用推進

事業系ごみの減量、分別・再資源化の徹底

イベントごみ減量の促進

プロジェクト3 緑道整備等による緑豊かな水辺の創生

東日本大震災によって、本市では液状化現象に伴う土砂噴出や地盤沈下、護岸の損傷など、さまざまな被害が発生しました。また、東日本大震災を通して、時に猛威をふるう自然と隣り合わせに暮らし、三方を海や河川で囲まれた本市の特徴が改めて認識されました。

市域の大半が埋立地である本市の中で、水辺は多様な生き物とふれあうことができる貴重な自然であり、高洲地区から三番瀬までの海岸線にジョギングロード・サイクリングロードを併せ持った緑道の整備が進められ、創出した緑と一体となって憩いの場や良好な景観を形成しています。

復興計画では、東日本大震災の経験や教訓をふまえて、今日、本市の抱える課題を解決しつつ、新たな都市・地域の魅力や価値の創生を掲げています。

水辺とふれあい、環境について学ぶことを通じて緑豊かな水辺を守り、次世代に残していくため、防災の視点を踏まえつつ、安全で魅力ある水辺空間を創出し活用を進めます。

■浦安絆の森づくりの推進

旧江戸川と東京湾に面する本市は、古くから漁業、水運のまちとして栄えてきましたが、同時に旧江戸川の氾濫と東京湾の高潮という2つの水害に悩まされてきました。

防潮堤などの整備が進んだ現在では、安心して暮らすことができるようになりましたが、さらなる安全・安心、そして快適な生活環境を担う緑を増やすため、東日本大震災で噴出した土砂やがれきを活用し、市民や事業者と協働して「浦安絆の森」を沿岸部に整備します。

取り組み

緑地、緑道の整備推進

市民・事業者・緑化活動団体などとの連携による苗づくりと植樹

■豊かな水辺とのふれあいの充実

水際線沿いでレクリエーションを楽しむことができる公園、緑地、緑道の整備を進め、市民や滞在者等が集い、交流する憩いの場を創出します。

また、境川や三番瀬などの水辺を活用して、水環境や水辺にすむ生き物、漁業のまちであった市の歴史や文化を学び、体験する場や機会を充実させるとともに、水辺の清掃や自然観察会などの市民活動を支援します。

取り組み

水辺のレクリエーション・憩いの場の創出

境川や三番瀬を活用した環境学習の推進

河川や三番瀬における市民活動の支援

プロジェクト4 市民・事業者と市の協働による取り組みの展開

プロジェクト1～3に挙げた各取り組みの実行には、市民・事業者と市の行動と協働が不可欠です。

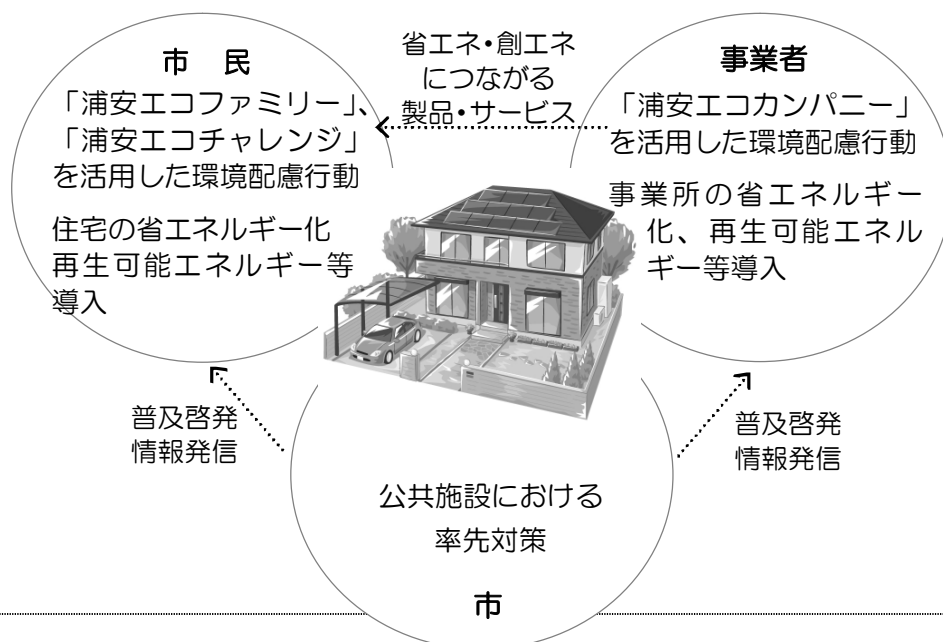
市は各重点プロジェクト中で、市民・事業者などへのプロジェクトに関する情報発信や、出前講座などの環境学習・環境教育を推進し、環境配慮行動やプロジェクトへの参加を促します。また、市は市民、事業者などによる環境保全活動を支援し、協働して取り組みを進めます。

取り組み	各重点プロジェクトに関する情報発信 省エネルギー・公共交通の利用促進などの環境配慮行動の普及啓発 出前講座などの環境学習・環境教育の推進 市民・事業者などの活動の支援
-------------	--

【取り組みの展開例①】省エネ・創エネのまちづくりに向けた市民・事業者と市の協働

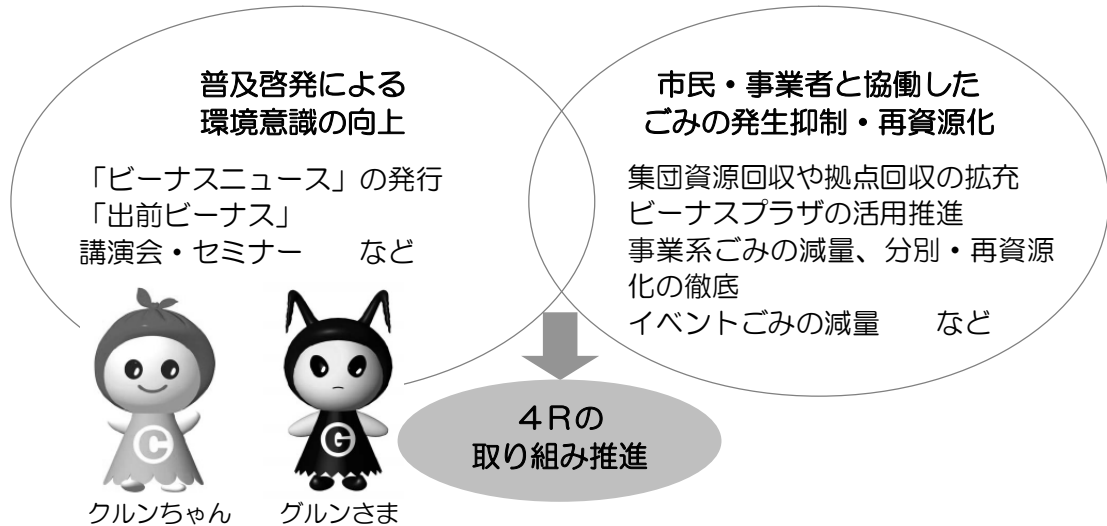
市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策を進め、省エネ・創エネのまちづくりを実現していくため、市民・事業者などの参画を得て「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

また、「浦安エコファミリー」・「浦安エコカンパニー」などの普及を通じた市民・事業者の行動を促していくとともに、公共施設における率先的な省エネルギー化・再生可能エネルギー等導入を進め、その効果などを情報発信していくことで、市民・事業者の取り組みを促します。



【取り組みの展開例②】普及啓発と協働を通じた4Rの推進

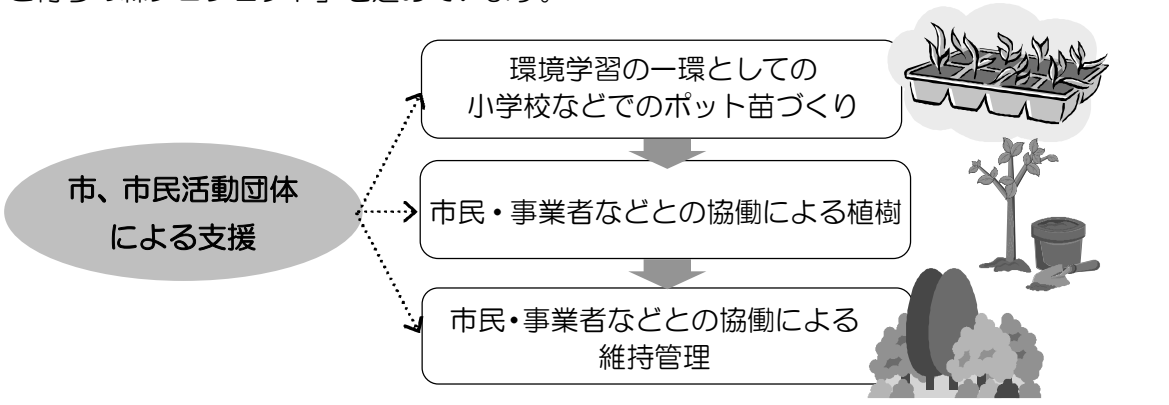
「ビナスニュース」の発行・「出前ビナス」などの普及啓発、廃棄物減量等推進員（ビナス推進員）・集団資源回収・ビナスプラザの活用・「エコショップ」認定などの市民・事業者との協働によって、循環型社会を形成するための4Rの取り組みを推進します。



【取り組みの展開例③】市民・事業者と市の協働で進める浦安絆の森づくり

「浦安絆の森」は、緑化の推進を図るとともに、東日本大震災によって市内に噴出した土砂やがれきを有効活用し、高潮からの減災効果が見込まれる森を市の沿岸部につくる事業です。

平成 25 年度からは、市と市民活動団体による協働提案事業¹⁴⁸⁾として、市と市民・地域・子どもたちと協力し「絆の森」に植樹する苗を実・ドングリから育て、植樹し、森を創る「いのち生命と育ちの森プロジェクト」を進めています。



¹⁴⁸⁾ 協働提案事業：「協働のガイドライン」（平成 21 年度策定）に基づき実施する事業。地域課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことをめざし、市民が提案した事業の実施を市が支援する。提案できる事業は、まちづくり活動団体が自由に事業テーマを設定できる「まちづくり活動団体提案部門」と、市が事業テーマを設定する「行政提案部門」の 2 部門があり、学識経験者や市民代表などで構成される選考委員会で候補事業を選考する。

第5章 推進体制および進行管理

第1節 推進体制

(1) 市民・事業者・滞在者等と市の連携・協働による計画の推進

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めるとともに、滞在者などに計画の協力を求めます。

①環境審議会

環境基本条例第27条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項および重要事項などの調査審議を行います。

②環境基本計画推進に係るサポートやフォロー・ワーキング機能の設置

市民・事業者・環境活動団体などと環境基本計画の進捗状況を共有し、協働するうえで特に重要となる施策、取り組みなどについて意見を交換するとともに、各主体と協働して取り組みを推進します。

③環境基本計画推進会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図るとともに、環境マネジメントシステム、公共施設における地球温暖化対策実行計画などに基づく市の環境対策を推進するために庁内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

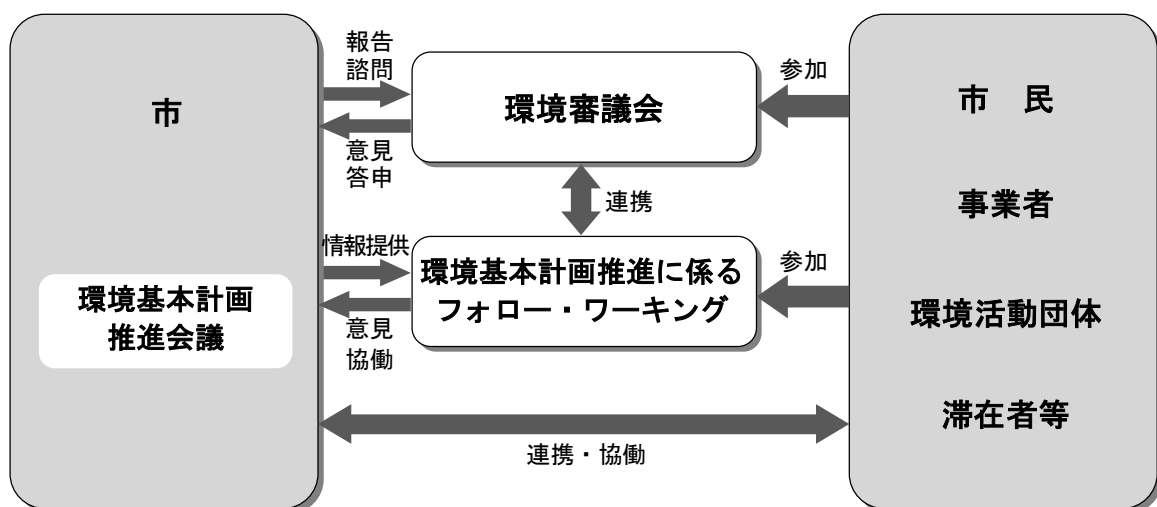


図 5-1-1 推進体制

(2) 各種分野別計画の策定・改定

本計画の対象とする環境保全に関わる分野は多岐にわたります。このため各種の分野別計画を策定・改定し、連携して施策を展開します。

地球温暖化、エネルギーの分野については、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定し、「環境共生都市ビジョン」、「公共施設における地球温暖化対策実行計画」、「環境配慮指針」と連携して、市民・事業者・滞在者等と協働して市域の温室効果ガス排出削減などの取り組みを進めます。

身近な緑に関しては「緑の基本計画」、廃棄物・資源に関しては「一般廃棄物処理基本計画」を計画期間に応じて改定し、各分野の施策を進めます。

また、まちづくりに関する分野については「都市計画マスタープラン」と相互に補完し合い、施策を進めます。

(3) 広域的な連携・協力の推進

環境保全を進めていくうえで、本市だけでは対応できないもの、あるいは連携することで高い効果が期待できることについては、関係する自治体と連携・協力するとともに、国や県に対して協力要請をしていきます。

第2節 進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像の実現を図るためには、施策の効果を定期的に把握・評価し、継続的に改善を図っていくことが必要です。

そのため、第1節に示した推進体制に基づき、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検・評価）→ACTION（見直し）の「PDCAサイクル」により進行管理し、本計画に示した施策の継続的な実施と改善を進めます。

具体的には、環境の状況および本計画に基づき実施する施策の状況などをまとめた「環境基本計画年次報告書」を市は毎年度公表します。これに基づき、環境の状況および施策の状況をCHECK（点検・評価）し、その結果を共有するとともに、次年度以降の取り組みや推進体制、計画の検討・見直しにつなげます。

計画の点検・評価にあたっては、環境指標・参考指標を用いた進捗の見える化に努めるとともに、環境審議会、環境基本計画推進に係るフォロー・ワーキングなどで、幅広い意見を取り入れていきます。

これらを通じて、市民・事業者・滞在者等と市の協働による取り組みの推進をめざします。

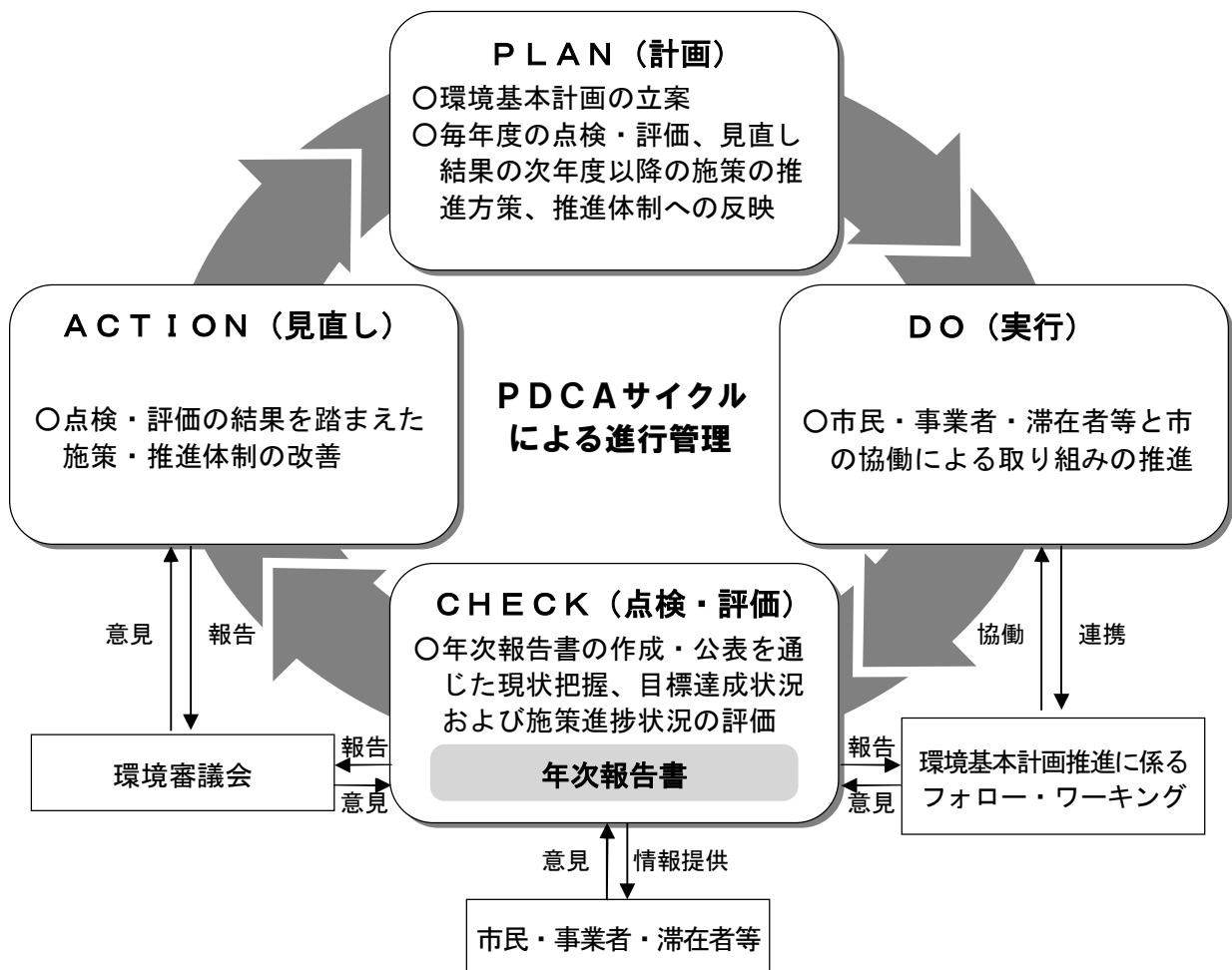


図 5-2-1 計画の進行管理

資料編

1 浦安市の概況

第1節 市の沿革と環境施策

本市は、かつては漁業を中心として栄えてきましたが、昭和30年代以降の海や川の水質汚濁が問題となり、埋立事業に伴い漁業の歴史に終止符が打たれました。その後、急速に進んだ埋立事業による市域の拡大と都市化などにより、まちの姿は大きく変貌しました。

都市化の進展と人口の増大は、市内にごみの最終処分場を有さず、県外の民間施設へ依存している最終処分の問題を大きな課題として顕在化させました。市は、ごみの減量・再資源化に全市（市民・事業者・行政）をあげて取り組むプロジェクトとして、平成3年に「ビーナス計画」をスタートさせました。さらに、平成15年10月に「環境基本条例」を制定、平成17年10月に「環境基本計画」を策定し、さまざまな環境施策に取り組んでいます。

表 1-1 市の沿革と環境施策

年	月	主な内容
明治 22 年 (1889 年)	4 月	・堀江、猫実、当代島三村が合併、浦安村誕生
明治 42 年 (1909 年)	9 月	・町制施行、浦安町誕生
昭和 29 年 (1954 年)	11 月	・3.75 t 塵芥焼却炉の建設
昭和 33 年 (1958 年)	4 月	・本州製紙江戸川工場悪水放流事件が起こり、漁民の漁業権放棄と公有水面埋め立て事業の引き金となる（「公共用水域の水質の保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」 ¹⁴⁹⁾ の水質二法を生むきっかけとなる。昭和45年に水質二法に代わって、「水質汚濁防止法」制定）。
昭和 37 年 (1962 年)	3 月	・漁民の漁業権一部放棄と公有水面埋め立て事業開始
昭和 41 年 (1966 年)	3 月	・10 t 塵芥焼却場の竣工
昭和 43 年 (1968 年)	4 月	・紙袋収集モデル地区の設定（5か月間試行）
昭和 44 年 (1969 年)	3 月	・営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線の開通
昭和 45 年 (1970 年)	4 月	・全域紙袋収集、週2回の収集を実施
	8 月	・し尿の委託収集を実施
	12 月	・50 kl/日の処理能力を持つ浦安町衛生処理場を弁天地区に建設

*ゴシック体で記した文字は、「市の沿革」を表しています。明朝体で記した文字は、「環境施策」を表しています。

¹⁴⁹ 公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律：昭和33年の本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機として、「水質汚濁防止法」の原点となった水質二法。「公共用水域の保全に関する法律」は、公共用水域の水質の保全を図るとともに、水質の汚濁に関する紛争の解決に資するために、これに必要な基本的事項を定め、産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、「工場排水等の規制に関する法律」は、工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどにより、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした。昭和45年に水質二法に代わって、従来の排水規制体制を抜本的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。

年	月	主な内容
昭和 46 年 (1971 年)	4 月	・漁業権全面放棄
	10 月	・弁天地区に 30 t の焼却能力を持つ塵芥焼却場が完成
昭和 47 年 (1972 年)	3 月	・「浦安町公害防止条例」制定
	3 月	・「浦安町公害対策審議会条例」制定
	5 月	・一部委託によるごみの収集
昭和 49 年 (1974 年)	4 月	・市内全域のごみの委託収集
昭和 50 年 (1975 年)	11 月	・第一期埋め立て事業(面積約 873ha)完了
昭和 53 年 (1978 年)	3 月	・120 t の焼却能力を持つ准連続燃焼式清掃工場の建設
	3 月	・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 3 分別収集
	11 月	・発砲スチロール溶解処理機の導入
昭和 56 年 (1981 年)	2 月	・ベルトコンベヤー方式不燃物選別機
	3 月	・第二期埋め立て事業(面積約 563ha)が完了し、市域面積が 16.98 km ² となる。
	4 月	・市制施行、浦安市誕生
昭和 63 年 (1988 年)	12 月	・J R 京葉線が開通し、新浦安駅と舞浜駅開設
平成 2 年 (1990 年)	4 月	・新聞、雑誌等の紙類の資源ごみ収集の実施
平成 3 年 (1991 年)	11 月	・「ビーナス計画」開始
平成 6 年 (1994 年)	3 月	・「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、「中高層建築物等によるテレビ電波障害防止に関する指導要綱」制定
平成 7 年 (1995 年)	4 月	・びん・缶の分別収集の実施
	4 月	・1 日最大 270 t の焼却能力を持つ流動床焼却施設と 1 日最大 70 t の処理能力を持つ不燃・粗大ごみ処理施設を配置したクリーンセンターが本格稼働
平成 9 年 (1997 年)	3 月	・クリーンセンター内に 35 kl/日の処理能力を持つ高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設が完成
平成 10 年 (1998 年)	1 月	・「容器包装リサイクル法」施行に併せペットボトルの分別収集実施
平成 11 年 (1999 年)	4 月	・クリーンセンター内に 41 t / 5 h の処理能力を持つ再資源化施設が本格稼働
	8 月	・クリーンセンター内にビーナスプラザをオープン
平成 13 年 (2001 年)	3 月	・「地球温暖化対策実行計画」策定
	4 月	・エコセメント ¹⁵⁰⁾ 化の推進
	7 月	・組織改正により環境部新設
	10 月	・粗大ごみ収集の電話申込制有料化実施
	11 月	・「環境マネジメントシステム ISO14001 ¹⁵¹⁾ 」認証取得

¹⁵⁰ エコセメント：最終処分場への埋立量を減らすため、廃棄物処理の残渣をブロックやセメントなどに資源化するもの。

¹⁵¹ ISO14001：国際標準化機構（ISO）で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格である ISO14001 シリーズの中で、中核をなす規格が ISO14001 である。ISO14001 には、企業活動、製品およびサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施するための仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。ISO14001 に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

年	月	主な内容
平成 14 年 (2002 年)	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 15 年 (2003 年)	1 月	・「ビーナス計画」が、(社) 日本パブリック・リレーションズ協会主催の第 5 回日本 P R 大賞「P R アワードグランプリ」最優秀賞受賞
	10 月	・「環境基本条例」制定
平成 16 年 (2004 年)	2 月	・「ビーナス計画」が、国際 P R 協会主催の第 14 回「I P R A ゴールデン・ワールド・アワーズ」地域広報部門の最優秀賞受賞
	4 月	・「環境基本条例」施行
	5 月	・羽田空港 D 滑走路の角度変更により浦安市上空の飛行を回避
平成 17 年 (2005 年)	1 月	・「環境基本計画」策定
平成 18 年 (2006 年)	1 月	・指定ごみ袋 ¹⁵²⁾ 制の導入
	1 月	・「浦安市民の森」設置
	3 月	・「第 2 次地球温暖化対策実行計画」策定
	4 月	・もったいないプロジェクトの開始
	6 月	・チームマイナス 6 % への登録
平成 19 年 (2007 年)	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	3 月	・「クリーンエネルギービジョン」、「環境配慮指針」の策定
	4 月	・「イベントごみ減量ガイドライン」策定
平成 20 年 (2008 年)	4 月	・「環境マネジメントシステム ISO14001」自己宣言 ¹⁵³⁾
	12 月	・「環境保全条例」制定
平成 21 年 (2009 年)	1 月	・クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物（事業ごみ・家庭ごみ）の処理手数料改正（一律 210 円/10 kg）
	4 月	・総合体育館 E S C O 事業開始
	7 月	・「環境保全条例」施行
平成 22 年 (2010 年)	2 月	・羽田空港の深夜早朝時間帯（23 時～6 時）南風悪天時の飛行ルートがさらに海寄りに変更
	3 月	・「環境学習基本方針」策定
平成 23 年 (2011 年)	3 月	・東日本大震災
	9 月	・「第 3 次公共施設における地球温暖化対策実行計画」策定
平成 24 年 (2012 年)	3 月	・「復興計画」策定
平成 25 年 (2013 年)	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	10 月	・「環境共生都市ビジョン」策定

¹⁵² 指定ごみ袋：ごみ減量と再資源化の推進などを目的に市が指定する、ごみを収集するための袋。平成 17 年度からは、家庭系の燃やせるごみと燃やせないごみを、市が指定した透明または半透明の袋により収集するとともに、レジ袋の一層の削減を目的とするため、買物袋の持参を促進する「マイバッグ運動」も合わせて推進している。

¹⁵³ 自己宣言：ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを構築した組織が、第三者審査機関の審査に頼らず、独自の手法で環境マネジメントシステムが確立していることを示すもの。

第2節 自然的状況

(1) 位置・地勢

本市は、東京湾の最奥部、千葉県西北部に位置し、東京都に隣接しています。北は市川市と陸続きで接し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面しています。

市域面積は16.98 km²、東西の距離は6.06 km、南北の距離は6.23 kmです。土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積低地とその約3倍に及ぶ埋立地からなり、概ね平坦地となっています。

昭和23年(1948年)



昭和48年(1973年)



昭和57年(1982年)

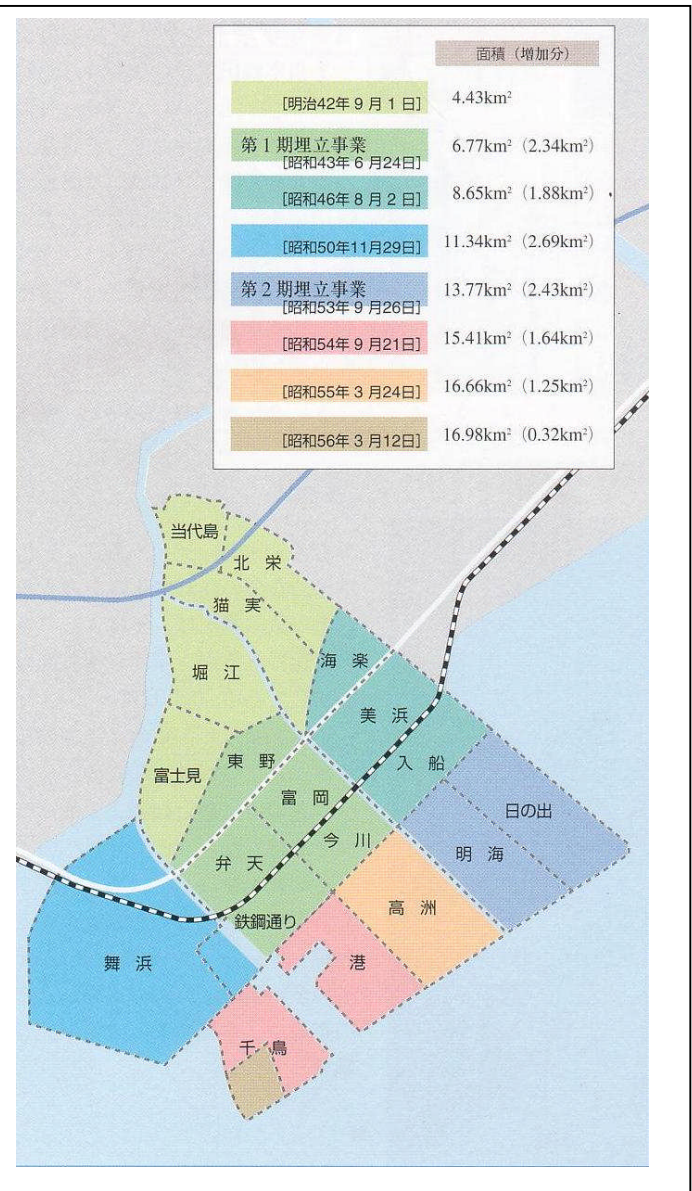


図1-1 市域の変遷

出典：「浦安市史（平成11年3月発行）」

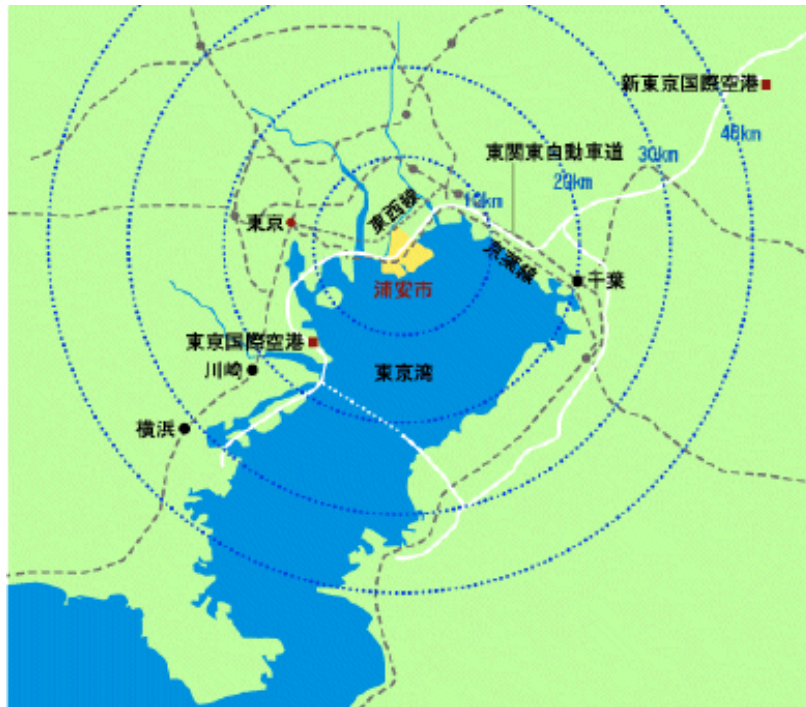


図 1-2 浦安市の広域的な位置

出典：「都市計画マスタープラン（平成 25 年 7 月発行）」

（2）気象

本市の平成 24 年の年間平均気温は 15.7℃で、全国平均の 15.2℃と比べるとやや高くなっています。また、本市の年間降水量は 1,293.5 mm で、全国平均の 1,735.9mm と比べると少なくなっています。

表 1-2 市の気象

	浦安市	千葉県	全国
年間平均気温	15.7℃	15.9℃	15.2℃
年間降水量	1,293.5mm	1,614.0mm	1,735.9mm

出典：「統計書」、「指標で知る千葉県」

表 1-3 市の気象データの推移

区分 年	気温 (°C)			湿度 (%)		風速 (m/s)				降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最多 風向	最大 風速	最大 風速 におけ る風向	総量	最大 日量
平成 14 年	16.6	38.3	-1.1	70.7	17.1	2.5	北西	30.5	東南東	1,134.2	75.0
平成 15 年	16.3	36.3	-1.3	71.7	14.1	2.4	北西	24.1	南南東	1,588.2	147.0
平成 16 年	17.5	39.7	-1.0	69.9	13.2	2.7	南南西	26.8	南南西	1,590.6	182.4
平成 17 年	16.1	38.2	-1.4	67.5	15.3	2.4	北西	21.2	北西	1,247.6	68.4
平成 18 年	15.4	35.8	-3.6	71.5	15.6	2.3	北西	23.5	北西	1,666.2	149.0
平成 19 年	16.4	36.5	-1.4	69.7	14.4	2.3	北西	28.6	南南東	1,211.8	100.8
平成 20 年	15.9	35.0	-2.8	65.4	10.0	2.6	北北西	32.8	北西	1,379.5	71.5
平成 21 年	16.1	33.9	0.7	62.9	11.1	2.8	北北西	29.9	南	1,362.5	98.5
平成 22 年	16.3	36.8	-1	62.4	9.7	2.8	南南西	28.2	南西	1,425.5	107.0
平成 23 年	16.0	36.1	-1.4	59.2	9.4	2.8	北北西	37.5	南南東	1,182.5	76.5
平成 24 年	15.7	36.1	-1.5	58.9	10.5	2.8	北北西	35.9	南	1,293.5	58.5

出典：「統計書」

第3節 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線開通後の昭和44年以降、旧市街地の宅地化や東京のベッドタウン化の進行により、急激に人口が増加しました。

また、公有水面埋立後の大規模な住宅開発の進展、千葉県と東京都を結ぶ首都高速道路湾岸線、一般国道357号の開通による都心への交通の利便性の向上は人口の増加に拍車をかけ、昭和56年4月の市制施行後も、さらに人口は増え続け、市としては全国一の割合で人口増加が続き、平成25年3月末現在では162,155人と、公有水面埋立が始まった昭和40年に比べて約9倍に増加しました。

目標年度（平成32年度）における想定人口・世帯数は、「将来人口及び世帯数の見通し（平成24年度人口推計）」を基に、約17.0万人、約7.5万世帯としています。

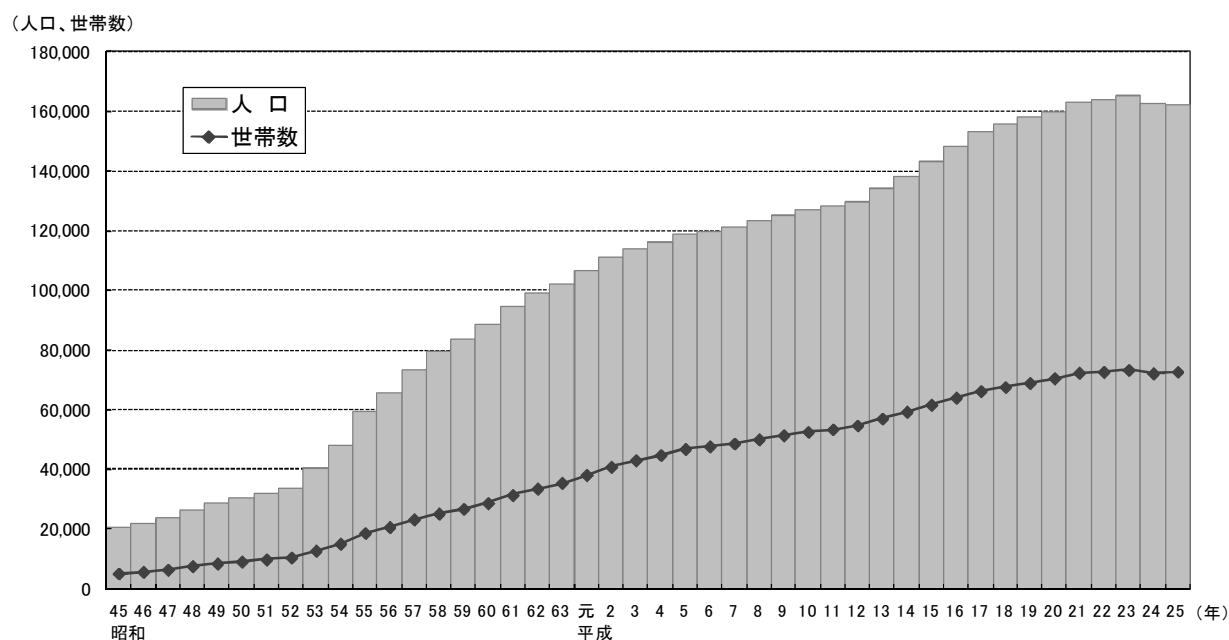


図 1-3 人口・世帯数の推移

出典：「統計書」

(2) 土地利用

本市は、著しい都市化の進展に伴い、急速に宅地が増加してきました。土地の地目別面積のうち、半分以上が宅地となっています。

土地利用状況を地区別に見ると、元町地域と中町地域・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンで大きく用途が異なります。

元町地域は住宅を中心としながら、商業・工業系の施設が混在しています。そのなかで、堀江・猫実・当代島地区の一部では老朽した木造家屋が密集しています。また、北栄地区の一部では工場跡地などでマンションなどの立地がみられます。

一方、市域の約4分の3を占める埋立地である中町・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンは、住宅地・工業地・レクリエーション用地が明確に区分されています。



図1-4 地域区分

出典：「都市計画マスタープラン（平成25年7月発行）」

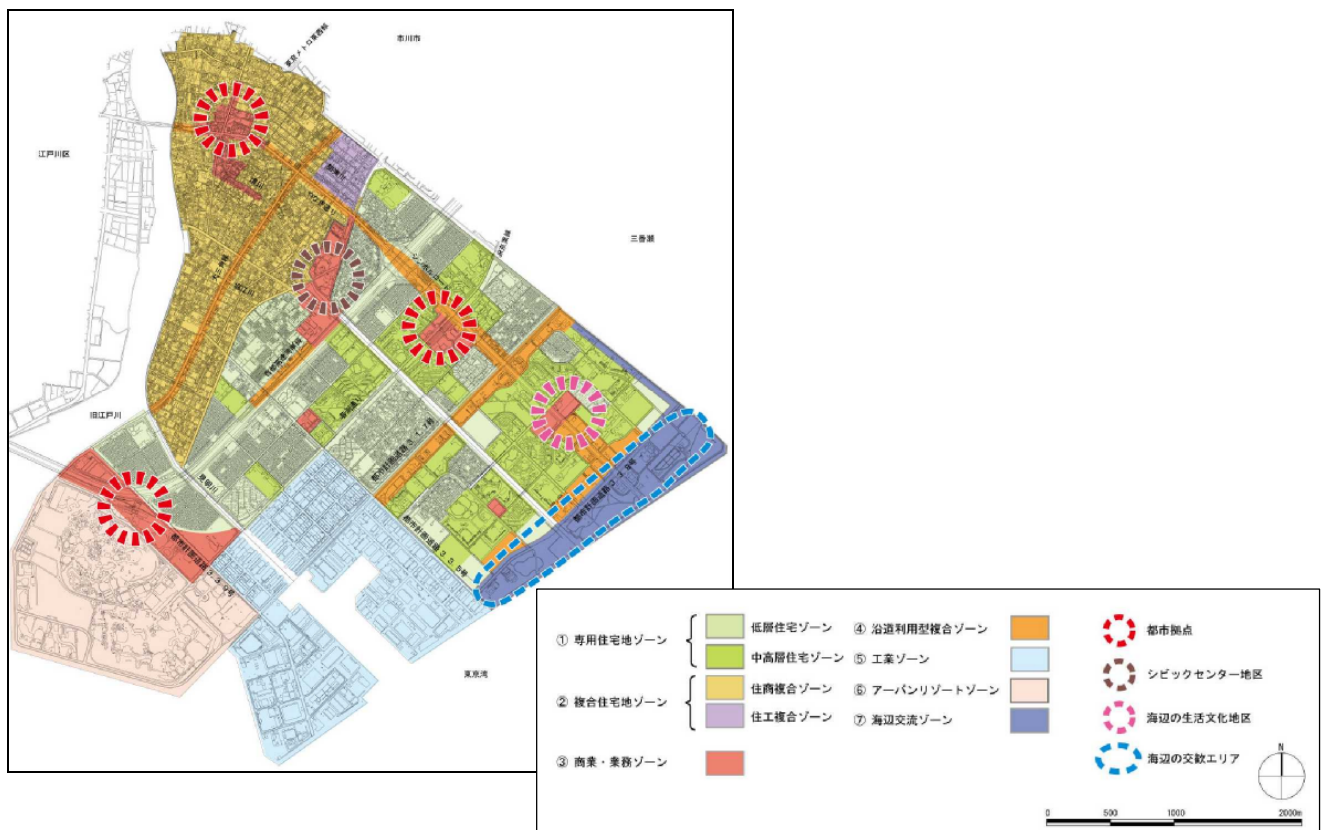


図1-5 土地利用

出典：「都市計画マスタープラン（平成25年7月発行）」

(3) 産業

産業別人口で見ると、第一次産業（農業、漁業）の就業者は海面埋め立て事業や農地の宅地転用などにより減少し、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は近年では就業者数が減少しています。その反面、第三次産業（卸売業、小売業、サービス業）の就業者数は、概ね80%を占めています。

産業構造を事業所数で見ると、卸売業・小売業(25.7%)、宿泊業・飲食サービス業(13.4%)、建設業・製造業(12.2%)、不動産業・物品賃貸業(9.2%)などとなっており、第三次産業の割合が非常に高くなっています。

また、アーバンリゾートゾーンにおける東京ディズニーリゾートを中心としたサービス産業の集積、工業ゾーンにおける鉄鋼団地、千鳥地区の物流・配送センターの集積の3つが大きな産業として発達していることが、大きな特徴となっています。

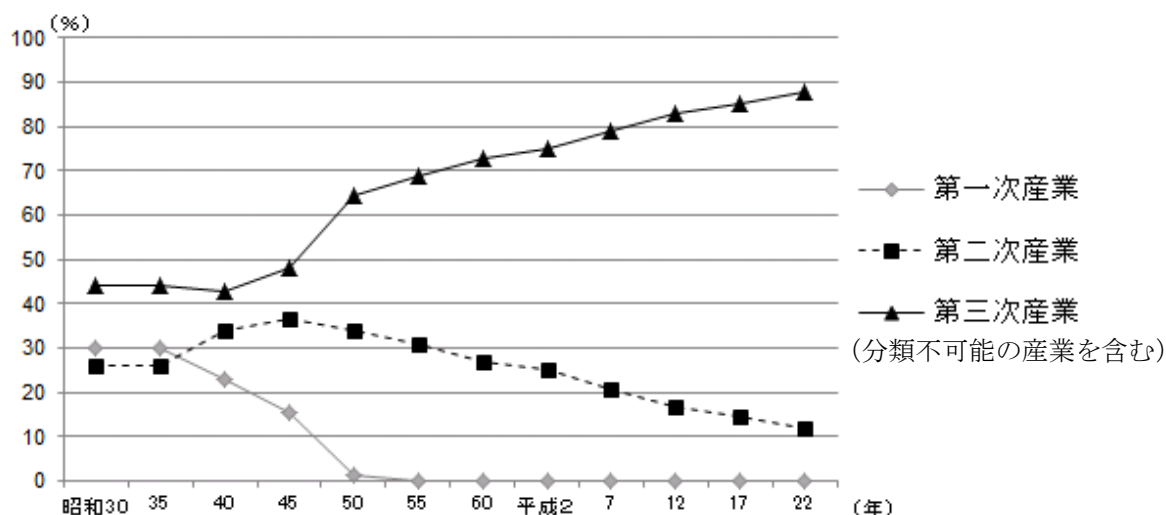


図1-6 第一次・第二次・第三次産業就業者構成比の推移

出典：「国勢調査」

(4) 観光

観光については、舞浜地区に、東京ディズニーリゾートを核とした国際的な観光リゾートが形成されています。昭和58年春に開園して以来、毎年1千万人以上の来場者数を記録してきた東京ディズニーランドは、平成13年に開園した東京ディズニーシーと合わせ、その来場者数は同年度には約2,200万人となり、平成24年度では2,750万人を数えるまでになっています。

また、中町地域において、新浦安駅前には浦安市観光インフォメーションセンターマールが開設されており、市内の観光案内が充実しています。元町地域では、屋形船や釣り船、ボランティアガイドによる市内観光を中心に、浦安魚市場や名産品店などでの海産物などのショッピングを楽しむことができます。

第4節 各環境分野の概況

(1) 生活環境

①大気環境

本市には、大気汚染の発生源になるような大規模な工場や事業所は少ないものの、首都高速道路湾岸線や一般国道 357 号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いため、自動車排出ガスの影響を受けやすい状況にあります。

市内では、2か所の測定局において二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素などの測定を行っており、平成 18 年度から 24 年度の間は光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。ただし、二酸化窒素については、県の定める環境目標値が未達成となっています。

自動車排出ガスの大気への影響は大きいことから、引き続き大気の監視を継続的に行いながら、自動車排出ガス対策を中心に大気汚染防止対策を進める必要があります。

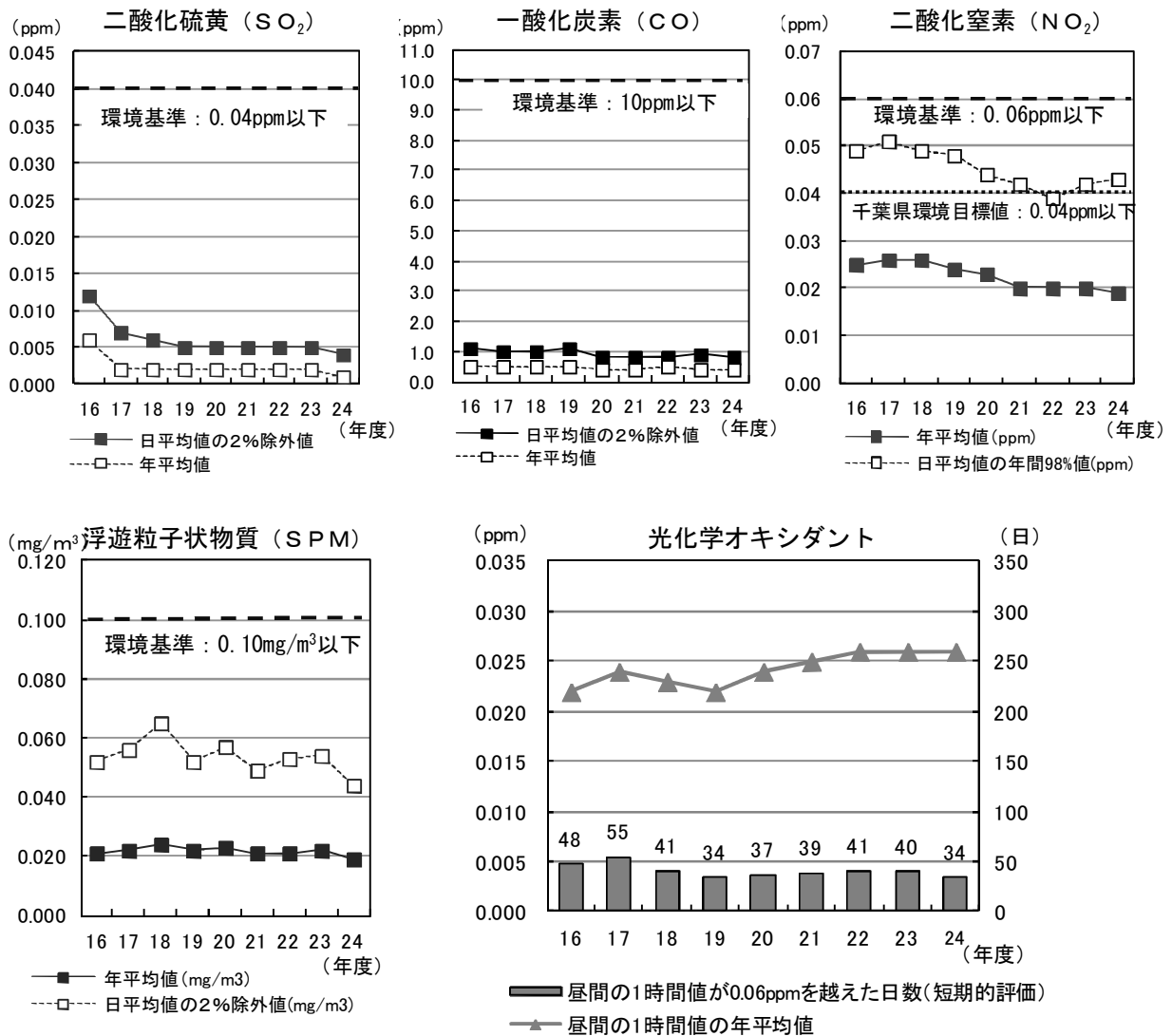


図1-7 大気汚染物質の経年変化（猫実一般環境大気測定局）

出典：「環境基本計画年次報告書」

②水環境

本市には、市に接して流れる旧江戸川を含め 5 つの河川が流れています。市域内部の河川のうち、定常的な水源がなく、降雨や生活排水が水源となっており流量が少ない猫実川と堀江川、水門で流れが管理されている境川は、汚濁物質が蓄積しやすくなっています。また、東京湾は閉鎖性水域であるため、汚濁物質が蓄積しやすくなっています。

近年の水質の状況として、平成 20 年度までは水質の環境基準を超える河川が一部にありましたが、平成 21 年度以降は市内 4 河川すべての測定地点で環境目標値を達成しています。また、旧江戸川は各項目において環境基準を達成しましたが、東京湾は COD（化学的酸素要求量）のみ、環境基準を達成できていません。

水質の監視を継続するとともに、生活排水の河川への流入の抑制、他の河川から閉鎖性の高い河川への導水などの対策を継続し、より効果の現れる事業展開を図ることが必要となっています。

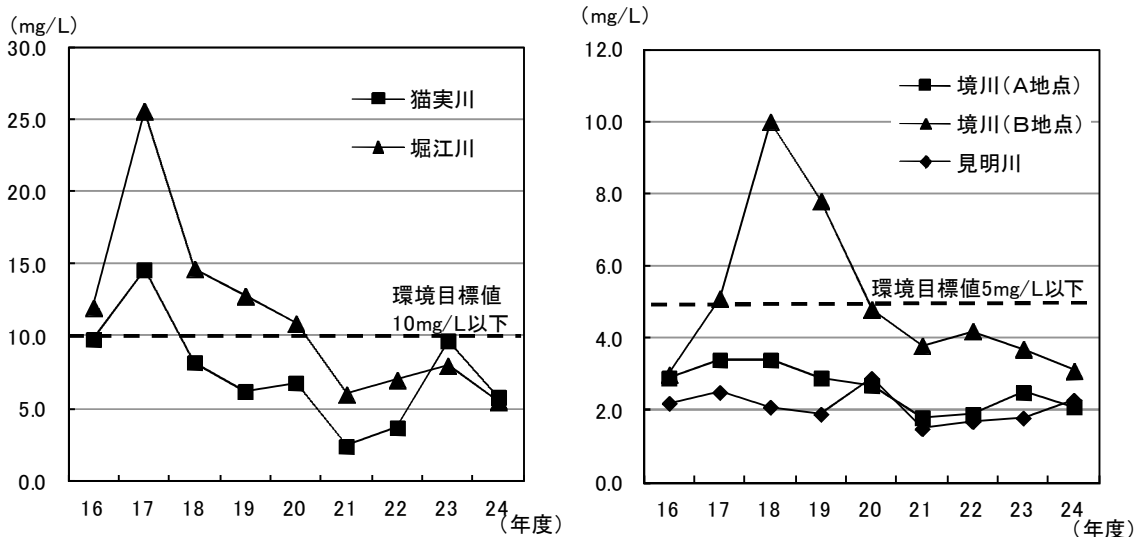


図 1-8 市内 4 河川の BOD の推移

出典：「浦安市環境基本計画年次報告書」

③その他生活環境

都市化の進展、ライフスタイルや社会情勢の急激な変化などから、大気・水環境以外の生活環境問題の複雑化・多様化が進んでいます。

これらの問題は、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、土壌環境などの公害から、カラスによるごみの散乱、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、化学物質による生活環境問題（シックハウス症候群など）まで多岐にわたります。

これらの問題はさまざまな要因から起こっており、事業活動によるものも多くありますが、近年では市民の日常生活から生じる問題も増えていることから、環境に配慮した行動を促進するための対策がますます重要となっています。

また、本市では羽田空港再拡張事業に伴う騒音問題の対策も重要な課題であり、今後も県や関係機関などと連携を図りながら、国と協議していく必要があります。

(2) 都市環境

①身近な水辺

本市は、東京湾に面し、境川が市の中央部を流れるなど水と関わりの深いまちですが、水辺の多くは風水害対策を主目的とした護岸整備により、市民が水辺とふれあえる場所が少なくなりました。

このような中、市と県が河川や海岸の親水性や景観に配慮した環境整備を進めるとともに、水と緑が一体となった総合公園の整備、水辺の緑道整備など、「水と緑のネットワーク」の形成を図っています。また、三番瀬の清掃活動にみられるように市民主体の水辺の保全活動も進んでいます。

今後も水と緑のネットワークの形成を図りながら、親水性の向上、水環境の改善、市民が水辺にふれあえる機会の創出などに取り組んでいく必要があります。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、護岸に構造物の倒壊などの重大な損傷はなかったものの、日の出地区や舞浜地区の海岸や境川および見明川で護岸の沈下や損傷がありました。震災被害の復旧、復興にあわせて、水辺に親しみやすい環境づくり、水辺の自然環境の再生などにより、水辺の魅力と価値の創生に努めていくことも必要です。

水辺・緑・街並み等の写真

②身近な緑

緑は、大気浄化、熱や温室効果ガスの吸収などの環境保全面での役割のほか、レクリエーション、防災、景観形成、そして人の心に潤いを与えるとともに、生物の生息空間となるなど、多様な機能を有していて、私たちの生活に欠かせないものです。

市域の4分の3が海面の埋め立てにより整備された本市は、もとの緑が少なく、まとまった樹林地が少ない、地域により面積の広い公園の配置に偏りがあるなどの課題があります。しかし、既存の緑の保全・育成、公園・緑地の整備による新たな緑の創出により、市域面積に対する緑地の割合は着実に増加しています。

今後の緑の整備にあたっては、地域特性を考慮して公園を再整備し、河川や道路、海岸線の緑化を進め、緑を連続させるとともに、住宅地や工業地域などの民有地の緑化を促進することや、市民参加による公園などの計画づくり、また、それらの管理などを進める必要があります。

③景観

本市は、かつて漁師町であったという歴史的背景と、市域の4分の3が埋立地であるという特色から、元町地域のように歴史的な面影が残るまち並みと、中町・新町地域のように近代的な新しいまち並みが並存するなど、地域の特性に大きな違いが見られます。このような特性をふまえ、市は景観条例および景観計画をもとに、地域の特性を活かしながら、市民、事業者、行政の協働による良好な景観まちづくりのための取り組みを進めています。

(3) 地球環境

地球温暖化は、人間活動から排出される温室効果ガスが原因となっており、地球の平均地上気温は、今世紀中に最大 4.8℃まで上昇する可能性があると言われております（IPCC^{154）第五次評価報告書第1作業部会報告書より）。}

温室効果ガスの大部分は二酸化炭素（CO₂）が占めており、わが国の温室効果ガス総排出量の約 50%は家庭や事業所の活動（家庭部門、業務部門）、自動車などの利用や輸送（運輸部門）といった都市における社会経済活動に起因しています。

市では、「第3次公共施設における地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成 23～28 年度）を策定し、省エネルギーに取り組むとともに、公園や小中学校、歩道灯などへの太陽光発電の導入、クリーンセンターにおける廃熱利用などを進め、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に努めています。また、平成 23 年度からは、東日本大震災の影響による電力供給不足に対応するため、「節電対策基本方針」を策定し、節電に取り組んでいます。公共施設、公用車から出る温室効果ガス排出量は、基準年である平成 21 年度と比較して平成 24 年度には 9.0%減少しています。

今後は、個々の家庭や事業所からの温室効果ガス排出削減を促していくとともに、都市構造や社会経済活動において低炭素社会の形成を進め、地域が一体となって温室効果ガスの排出量の抑制に取り組んでいくことが重要です。

表 1-4 公共施設からのエネルギー源別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※	平成 24 年度
一般事務	ガソリン（自動車燃料含む）	225	224	204	212
	軽油（自動車燃料含む）	123	121	113	11
	CNG（自動車燃料）	27	37	30	16
	都市ガス	4,360	5,590	4,346	4,348
	電気	9,467	10,461	7,628	8,317
	その他	188	117	175	84
合 計		14,390	16,550	12,496	13,089

出典：「環境基本計画年次報告書」

※平成 23 年度は、東日本大震災の影響により、施設が稼働していなかったことや、「市節電対策基本方針」を策定し、節電対策に取り組んだことが起因して減少したものと思われる

¹⁵⁴ IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

(4) 廃棄物

現代の豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のもとに成り立っており、地球環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を築くためには、環境への負荷の少ない循環型社会に移行させていく必要があります。そのためには「廃棄物等の発生・排出抑制」と「資源の循環的利用」を推進することが重要となります。

市では、平成3年度から、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」と名づけた多角的な広報キャンペーンを開始し、市民や事業者の意識の向上と行動の促進に努めてきました。平成18年1月には、分別の徹底によるごみの減量と再資源化をさらに進めるため、指定ごみ袋制を導入し、以降、ごみの分別マナーは向上しています。さらに、クリーンセンターへ搬入される一般廃棄物の処理手数料の改正、「イベントごみ減量ガイドライン」に基づくイベント主催者や参加者へのごみ減量の呼びかけを行っています。

これらの取り組みを実施した結果、本市における総ごみ排出量は、減少傾向となっています。家庭系ごみおよび一人あたりの1日平均ごみ排出量については、横ばいを示しています。なお、平成23年度は、東日本大震災の影響により、異なる傾向を示しています。

しかし、本市には、最終処分場がなく、ごみの最終処分を県外の処分場に依存しています。また、最終処分量を減少させる大きな手段である焼却残渣のエコセメント化が、現在、実施が不十分な状況にあります。

このような課題を踏まえ、市および市民、事業者が協働し、より一層ごみの減量・再資源化に取り組む必要があります。

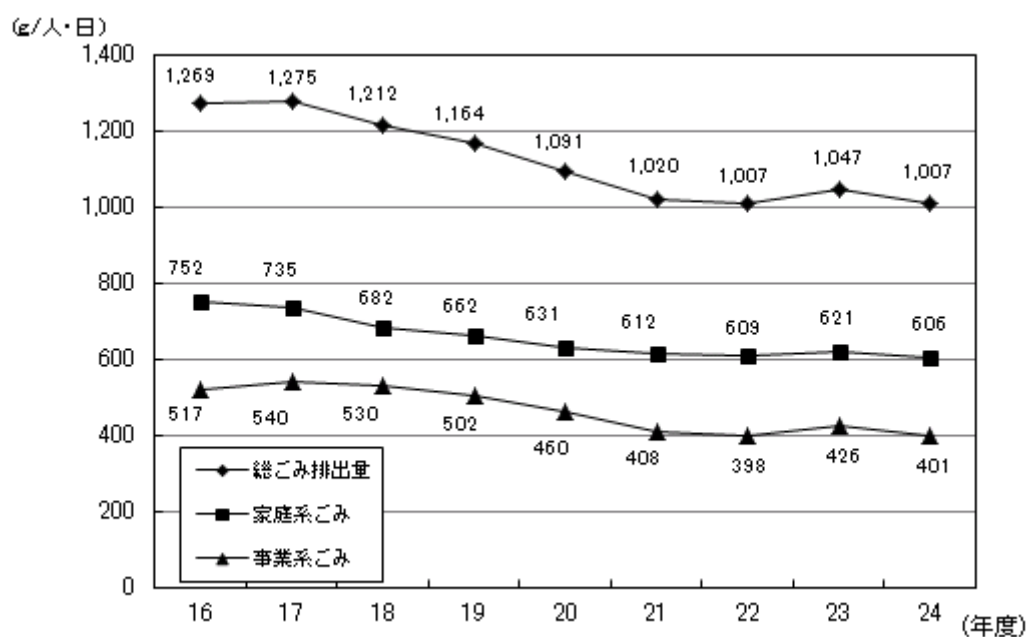


図 1-9 一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移

出典：「環境基本計画年次報告書」

(5) 環境教育・環境学習・環境保全行動

①環境教育・環境学習

今日の環境問題は、身近な問題から地球規模に至る問題まで複雑・多様化しており、これらの問題の多くは私たちの日常生活における行動に起因していると言われていています。これらの問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境問題の現状を理解し、環境に配慮した行動を実践していかなければなりません。

市では、幼稚園や学校などにおける「出前講座」の開催や、公民館・郷土博物館などにおける環境学習講座などの実施により環境学習を推進し、環境への意識を持ち行動できる人材の育成を行っています。また、群馬県高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」の活用により、広域的な学習の機会の創出を図っています。

環境への意識を持ち行動できる人材の育成を進めるため、今後とも保育園・幼稚園や学校などの保育・教育機関や、市民大学・公民館・郷土博物館などとのさらなる連携を図り、横断的な環境学習の場の創出が重要です。



環境学習、イベント等の写真

②環境保全行動

今日の環境問題を解決するには、行政の率先的な取り組みはもとより、市民・事業者・滞在者等が主体的に環境保全行動を行うとともに、協働して進めていかなければなりません。

市では、市民・事業者・滞在者等の自主的な行動を促進するとともに、市民の意見を施策に取り入れていくため、さまざまな取り組みを行っています。

また、環境審議会や環境基本計画推進に係るサポーター会議などでは、市民・事業者から、市が検討している環境に係る施策などについて多くの意見をいただいています。さらに、ゴミゼロ運動、共同清掃などは、毎年多くの市民が参加して活発に展開され、三番瀬クリーンアップなどに見られるように、市民主体の環境保全行動も市と連携しながら進んでいます。

今後も引き続き、市の率先行動を進めながら、各主体の協働による環境保全行動を推進していくことが必要です。